

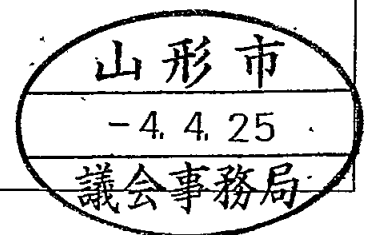
令和4年4月25日

山形市議会議長 様

議員名 波江朋博

令和3年度政務活動費収支報告について

山形市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定により、
別紙のとおり令和3年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和3年度政務活動費収支報告書

議員名 渋谷 朋博

1. 収入 政務活動費 1200,000 円

2. 支出

(単位：円)

科目	金額	備考
研究研修費	66,000	NPO 法人 ドットジェイピー 議員会員費
調査旅費	92,166	中核市サミット参加旅費
広報広聴費	912,524	議会だより印刷に要する経費
要請・陳情活動費	0	
資料作成費	11,110	インク購入に要する経費
資料購入費	118,200	新聞購読に要する経費
人件費	0	
事務所費	0	
通信・交通費	0	
合計	1,200,000	

3. 残額 0 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

(単位:円)

年月日	内容	収入	支出							差引		
			研究研修費	調査旅費	広報広聴費	要請・陳情活動費	資料作成費	資料購入費	人件費		事務所費	通信費
1 3.9.25	山形新聞(9月分)							3,700				55,601
2 3.10.3	読売新聞(9月分)							3,400				52,201
3 3.10.11	政務活動費(10月~12月分)	300,000										352,201
4 3.10.18	日本教育新聞(10月~12月分)							8,250				343,951
5 3.10.25	山形新聞(10月分)							3,700				340,251
6 3.11.2	読売新聞(10月分)							3,400				336,851
7 3.11.12	中核市サミット参加 (愛知県松山市)		92,166									244,685
8 3.11.25	山形新聞(11月分)							3,700				240,985
9 3.11.29	読売新聞(11月分)							3,400				237,585
10 3.12.15	インクカートリッジ代						7,546					230,039
11 3.12.22	山形新聞(12月分)							3,700				226,339
12 3.12.27	封筒印刷代			105,050								121,289
13 3.12.27	議会だより印刷代			208,800								-87,511
14 3.12.30	読売新聞(12月分)							3,400				-90,911
15 3.12.31	郵送代			25,915								-116,826
16 3.12.31	郵送代			66,284								-183,110
17 4.1.11	政務活動費(1月~3月分)	300,000										116,890
18 4.1.24	日本教育新聞(1月~3月分)							8,250				108,640
19 4.1.24	読売新聞(1月分)							3,400				105,240
20 4.1.25	山形新聞(1月分)							3,700				101,540
	頁小計	600,000	0	92,166	406,049	0	7,546	52,000	0	0	0	0
	総合計	1,200,000	33,000	92,166	858,184	0	11,110	104,000	0	0	0	0

政務活動費支出報告書

支出番号NO.

研究研修費	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主	支出年月日	令和 3年 8月 25日								
調査旅費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主		支出額				¥	3	3	0	0
広報広聴費	<input type="checkbox"/>		支出先		特定非営利活動法人ドットジェイピー							
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主										
資料作成費	<input type="checkbox"/>											
資料購入費	<input type="checkbox"/>											
人件費	<input type="checkbox"/>											
事務所費	<input type="checkbox"/>											
通信・交通費	<input type="checkbox"/>											

支出内容

特定非営利活動法人ドットジェイピー議員会員費
(会員期間:令和3年4月1日~令和3年9月30日)

【領収書貼付】 ○重ならないよう貼付してください。
○表面のみに貼付し、不足のときは様式2を使用してください。

領 収 証

澁江 朋博 様

NO. 47239

¥ 33,000-

但し 議員 会員費 とし
令和3年 8月 25日 上記の金額正に領収いたしました

内消費税 7,200-
現金
小切手

特定非営利活動法人ドットジ

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-10-2 プレミアムオ



研究研修・報告会・広聴会・要請陳情活動報告書
(年会費・会費用)

令和 3年 8月25日

山形市議会議長 様

議員名 渋江 朋博

年会費または会費を支出する団体等の活動内容を、下記のとおり報告します。

団体等の名称	特定非営利活動法人ドットジェイピー
団体等の住所	東京都千代田区麹町2-10-2 プレミアムオフィス麹町304号室
年会費又は会費の別	年会費 (会費)
金額	33,000 円
活動内容	<p>特定非営利活動法人ドットジェイピーは、若年投票率の向上を目標に活動しており、学生を対象にしたインターンシッププログラムの提供や若年層向け政策コンテストを実施している。</p> <p>具体的な事業として、春季(2月～3月)、夏季(8月～9月)の年2回の地方議員や国会議員事務所に学生を派遣するインターンシップ事業や若者視点での国や地方自治体に対する政策立案を行う事業を実施し、若年層に対する議会活動への理解促進を図っている。</p> <p>この度、令和3年8月から9月の2か月間、3名の大学生をインターン生として受け入れ、共に活動を行った。議会傍聴や意見交換、山形市政に対する若年層の課題把握及び政策立案活動を行い、一般質問作成等に反映させることができた。</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップ受入れ議員数 883名 ・インターンシップ参加学生数 2221名

※ 備考欄には、団体等の規模等(会員数ほか)を記入すること。

会員承認書

過日受け付けました会員申込につきまして、下記の通り承認致します。
本承認書は会員証明書となりますので、大切に保管してください。

渋江朋博 様

会員区分: 議員会員(市区町村議会議員)

会員期間: 2021年4月1日 ~ 2021年9月30日

特定非営利活動法人 ドットジェイピー

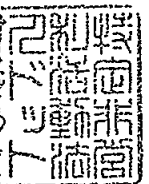
〒102-0083

東京都千代田区麴町2-10-2

プレミアムオフィス麴町304号室

TEL: 0120-098-214

FAX: 03-6272-3556





ドットジェイピー 議員会員規約

Membership contract

第1条(総則)

本規約は、特定非営利活動法人ドットジェイピー(以下「ドットジェイピー」といいます)の議員会員資格、入会手続、議員会員費、議員会員の内容、その他ドットジェイピーと議員会員に関する事項を規定します。

第2条(議員会員)

- 1.本規約において、議員会員とは、ドットジェイピーの目的に賛同し、その発展に協力するため、議員インターンシッププログラムに参加する目的でドットジェイピーに入会した、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長をいいます。
- 2.議員会員資格の有効期間は半年とし、春期が10月1日から翌年3月31日まで、夏期が4月1日から9月30日までとします。
- 3.議員会員は、本規約を遵守する義務を負います。

第3条(議員会員区分)

議員会員の会員区分は次の通りとします。

- (1) 衆議院議員会員・参議院議員会員：衆議院議員または参議院議員の職にある議員会員
- (2) 都道府県議会議員会員：都道府県議会議員の職にある議員会員
- (3) 政令指定都市議会議員会員：政令指定都市議会議員の職にある議員会員
- (4) 市区町村議会議員会員：市区町村議会議員の職にある議員会員
- (5) 首長会員：都道府県または市区町村の長の職にある議員会員

第4条(入会手続)



3. 申込者は、前項の議員会員名簿に登録されたとき、議員会員資格を取得し、ドットジェイピーに入会します。
4. 議員会員が第6条第1項記載の議員会員費を納入したとき、ドットジェイピーは、議員会員に対し、会員証明書を送付します。

第5条(議員インターンシッププログラム)

1. 議員会員は、議員インターンシッププログラムに参加することができます。
2. 議員インターンシッププログラムとは、ドットジェイピーが、議員等のもとで実務研修を希望する学生に、当該学生の受入れを希望する衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を紹介して、学生に研修の機会を与え、もって社会学習の機会を付与するとともに(以下当該機会を得て議員インターンシッププログラムに参加した学生を「インターン生」といいます)、政治に対する国民の興味を喚起し、社会教育の推進を図ることを目的として、特定の政治団体、宗教団体等の支援をすることなく行う議員インターンシップ活動をいいます。
3. 議員インターンシッププログラムは、春期2月1日から3月31日まで、夏期8月1日から9月30日までとします。
4. 議員インターンシッププログラムの期間中に議員会員が選挙を行う場合の議員インターンシッププログラムの取扱い等については、ドットジェイピーが別途定めるところに従うこととします。

第6条(議員会員費)

1. 議員会員費は、会員区分に従い、次の通りとします。なお金額は半年間分の額となります。
 - (1) 衆議院議員会員・参議院議員会員：金55,000円(税込)
 - (2) 都道府県議会議員会員：金44,000円(税込)
 - (3) 政令指定都市議会議員会員：金44,000円(税込)
 - (4) 市区町村議会議員会員：金33,000円(税込)
 - (5) 首長会員：金55,000円(税込)
2. 議員会員は、インターン生の受入れを決定した後速やかに、ドットジェイピーに対し、別途定めるところに従って議員会員費を納入しなければなりません。
3. ドットジェイピーは、退会、議員会員資格の停止、その他理由の如何を問わず、受領した議員会員費を返還しません。



てはいけません。議員会員が、議員会員資格を喪失した後も同様とします。

2.議員会員は、当該議員会員のもとで議員インターンシッププログラムに参加したインターン生に対し、100時間以上320時間以内で、研修を受けさせなくてはなりません。ただし、議員インターンシッププログラムの期間が議員会員の選挙期間と重なった場合等、やむを得ない事情が存する場合は、この限りではありません。

3.議員会員は、インターン生に対し、報酬、食事代または交通費等の実費、その他名目の如何を問わず一切の金銭を交付してはいけません。

4.議員会員は、議員インターンシッププログラム期間中、ドットジェイピーの許可無く、インターン生にアルバイトを行わせてはいけません。

5.議員会員は、議員インターンシッププログラム期間中、インターン生に、他の議員事務所においてインターンシップ活動を行わせようとする場合には、事前に、インターン生をして、ドットジェイピーに対しその旨届け出させなくてはなりません。

6.議員会員は、誠実に議員インターンシッププログラムに参加しなければならず、ドットジェイピー、ドットジェイピーの会員及び職員、インターン生、その他ドットジェイピーの関係者の名譽、社会的信用等を害する行為をしてはいけません。

7.議員会員は、インターン生に対し、入会申込みの際にドットジェイピーに提出した「インターンシップエントリーシート」の「インターンシップに関する情報」欄に記載した研修内容を行わせなければなりません。

8.議員会員は、ドットジェイピーに入会したことにより知り又は知り得た、ドットジェイピーの会員及び職員に関する情報、インターン生に関する情報などを用いて、ドットジェイピーを介さずにドットジェイピーの会員及びインターン生(その候補者を含む)に独自に接触してはいけません。なお、議員会員が、議員会員資格を喪失した後も同様とします。但し、議員会員への受入が確定したドットジェイピーの会員及びインターン生(その候補者を含む)であって、議員会員が当該学生に対して直接の連絡をとることをドットジェイピーが承諾した場合にはこの限りではありません。

第8条(退会)

1.議員会員は、電子メールまたは書面により、ドットジェイピーに対し退会の意思表示をすることにより、いつでも退会をすることができます。

2.前項の場合、議員会員は、当該退会の意思表示がドットジェイピーに到達したとき退会し、議員会員資格を喪失します。但し、その場合においても第6条に定める議員会員費の支払義務が消滅するものではありません。



1. 申込者または議員会員が、以下のいずれかの事由に該当する場合には、ドットジェイピーは、入会を承認せず、また、入会後であっても議員会員資格を停止する場合があります(なお、申込者の入会を承認するか否かは、ドットジェイピーの自由な判断に基づくものであり、以下の事由に該当しない場合であっても、ドットジェイピーは、申込者の入会を承認しないことができます。)

(1) 虚偽の事実を述べた場合

(2) 議員会員費、その他ドットジェイピーが定める諸費用の支払いを遅滞し、ドットジェイピーが相当期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内に支払わない場合

(3) 本規約、その他ドットジェイピーが定める諸規程に違反した場合

(4) ドットジェイピー、ドットジェイピーの会員または職員、インターン生、その他のドットジェイピーの関係者等に損害を及ぼした場合または及ぼす虞がある場合

(5) ドットジェイピー、ドットジェイピーの会員または職員、インターン生、その他ドットジェイピーの関係者等の名誉または信用を傷つける行為をした場合

(6) 公序良俗に反する行為、犯罪行為、特定の思想または宗教団体や組織への勧誘またはそれに類似する行為(物品の販売等を含みます)、その他法令に違反する行為を行った場合または行う虞がある場合

(7) 破産手続もしくは民事再生手続が開始された場合、または後見開始、補佐開始もしくは補助開始の審判を受けた場合

(8) 議員会員資格を与えるにふさわしくない行状があった場合

(9) その他、ドットジェイピーの議員会員資格を与えることが適当でない場合

2. 前項により議員会員資格を停止する場合には、ドットジェイピーは、その旨当該議員会員に対し通知します。なお、当該通知は、電子メール又は書面により行うものとします。

3. 議員会員は、前項に定める議員会員資格停止の通知により、議員会員としての全ての権利を喪失するものとして扱われます。

第10条(著作権等)

議員会員は、ドットジェイピーが提供するテキスト、ソフトウェア、音楽、音声、写真、グラフィックス、ビデオ、ページレイアウト、デザイン等一切のものについて、ドットジェイピーが特に認めた場合を除き、ドットジェイピーがそれらの著作権、商標権、サービスマークに関する権利、特許権、所有権その他一切の権利を有していることを承認するものとします。



員は、その損害を賠償するものとします。

3.第1項の届出の懈怠により、議員会員に何らかの不利益が生じた場合であっても、ドットジェイピーは一切責任を負わないものとします。

第12条(トラブル等)

1.議員会員は、インターンシッププログラムに関連して、ドットジェイピーの責めに帰すべき事由によらずインターン生またはその他の第三者との間で、事故、紛争、その他のトラブルが生じた場合、理由の如何を問わず、直ちにドットジェイピーに報告を行うものとし、ドットジェイピーの指示の下、自己の費用でこれを解決するものとし、ドットジェイピーに対し、何らの負担をかけないものとします。

2.議員会員は、インターン生またはその他の第三者から、何らかの損害を被った場合であっても、ドットジェイピーの責めに帰すべき事由による場合を除き、ドットジェイピーに対し、名目の如何を問わず、何らの請求もできないものとします。

第13条(損害賠償義務)

1.議員会員は、故意または過失により、ドットジェイピー、ドットジェイピーの会員または職員、インターン生、その他ドットジェイピーの関係者に対し、損害を生じさせた場合には、これらの者が被った損害を賠償しなければなりません。

2.議員会員の事情により、インターン生が議員インターンシッププログラムに参加することができなくなった場合または継続が困難となった場合、当該議員会員は、インターン生がドットジェイピーに対し支払った参加費等一切の費用を、ドットジェイピーに支払うものとします。

第14条(地位の譲渡等の禁止)

議員会員は、議員会員たる地位を第三者に譲渡できないものとし、議員会員たる地位または権利に対して質権等一切の担保権を設定できないものとします。

第15条(その他)



- 3.ドットジェイピーは、ドットジェイピーホームページから議員会員のホームページへリンクさせることができるものとします。
- 4.ドットジェイピーは、議員会員に対し、ドットジェイピーのオフィシャルメールマガジン、活動報告、イベントの告知、アンケート等を配信または配布することができるものとします。なお、議員会員が、当該身分を失った後も同様とします。
- 5.ドットジェイピーは、議員会員に対し、ドットジェイピーが適当と認めた第三者の宣伝広告またはアンケート等を配信または配布できるものとします。なお、議員会員が、当該身分を失った後も同様とします。

第16条(規約の変更)

ドットジェイピーは、議員会員に通知することにより本規約を変更することができます。
当該変更後、議員会員が議員インターンシッププログラムの利用を継続した場合は、議員会員は当該変更
に同意したものとみなします。

第17条(協議)

本規約に定めのない事項または本規約についてドットジェイピーと議員会員との間で解釈を異にした事項に
ついては、双方誠意をもって友好的に協議のうえ解決するものとします。

第18条(管轄裁判所)

ドットジェイピーと議員会員との間で生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所と
します。

附則

本規定は、平成26年4月1日より施行するものとします。

平成26年7月1日 改訂・適用

平成27年3月1日 改訂・適用

平成29年3月1日 改訂・適用

政務活動費支出報告書

支出番号NO.

研究研修費	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主	支出年月日	令和 4年 2月 25日								
調査旅費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主										
広報広聴費	<input type="checkbox"/>		支出額				千	3	3	0	0	0
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主										
資料作成費	<input type="checkbox"/>		支出先	特定非営利活動法人ドットジェイピー								
資料購入費	<input type="checkbox"/>											
人件費	<input type="checkbox"/>											
事務所費	<input type="checkbox"/>											
通信・交通費	<input type="checkbox"/>											

支出内容

特定非営利活動法人ドットジェイピー議員会員費
(会員期間:令和3年10月1日～令和4年3月31日)

【領収書貼付】 ○重ならないよう貼付してください。
○表面のみに貼付し、不足のときは様式2を使用してください。

領収証

渋谷朋博様

NO. 48411

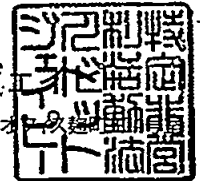
¥ 33,000-

但し 議員会員費として
令和4年2月25日 上記の金額正に領収いたしました

内消費税 3,000-
現金
小切手

特定非営利活動法人ドットジェイピー

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-10-2 プレミアムオースティンビル



研究研修・報告会・広聴会・要請陳情活動報告書
(年会費・会費用)

令和 4年 2月 25日

山形市議会議長 様

議員名 渋江 朋博

年会費または会費を支出する団体等の活動内容を、下記のとおり報告します。

団体等の名称	特定非営利活動法人ドットジェイピー
団体等の住所	東京都千代田区麴町2-10-2 プレミアムオフィス麴町304号室
年会費又は会費の別	年会費 (会費)
金額	33,000 円
活動内容	<p>特定非営利活動法人ドットジェイピーは、若年投票率の向上を目標に活動しており、学生を対象にしたインターンシッププログラムの提供や若年層向け政策コンテストを実施している。</p> <p>具体的な事業として、春季(2月～3月)、夏季(8月～9月)の年2回の地方議員や国会議員事務所に学生を派遣するインターンシップ事業や若者視点での国や地方自治体に対する政策立案を行う事業を実施し、若年層に対する議会活動への理解促進を図っている。</p> <p>この度、令和4年2月から3月の2か月間、2名の大学生をインターン生として受け入れ、共に活動を行った。議会傍聴や意見交換、山形市政に対する若年層の課題抽出及び政策立案活動を行った。議会改革や市政等に対する市民ニーズ(特に若年層)を把握することができた。</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップ受入れ議員数 883名 ・インターンシップ参加学生数 2221名

※ 備考欄には、団体等の規模等(会員数ほか)を記入すること。

会員承認書

過日受け付けました会員申込につきまして、下記の通り承認致します。
本承認書は会員証明書となりますので、大切に保管してください。

渋江朋博 様

会員区分: 議員会員(市区町村議会議員)

会員期間: 2021年10月1日 ~ 2022年3月31日

特定非営利活動法人 ドットジェイ

〒102-0083

東京都千代田区麹町2-10-2

プレミアムオフィス麹町304号室

TEL: 0120-098-214

FAX: 03-6272-3556





ドットジェイピー 議員会員規約

Membership contract

第1条(総則)

本規約は、特定非営利活動法人ドットジェイピー(以下「ドットジェイピー」といいます)の議員会員資格、入会手続、議員会員費、議員会員の内容、その他ドットジェイピーと議員会員に関する事項を規定します。

第2条(議員会員)

- 1.本規約において、議員会員とは、ドットジェイピーの目的に賛同し、その発展に協力するため、議員インターンシッププログラムに参加する目的でドットジェイピーに入会した、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長をいいます。
- 2.議員会員資格の有効期間は半年とし、春期が10月1日から翌年3月31日まで、夏期が4月1日から9月30日までとします。
- 3.議員会員は、本規約を遵守する義務を負います。

第3条(議員会員区分)

議員会員の会員区分は次の通りとします。

- (1) 衆議院議員会員・参議院議員会員：衆議院議員または参議院議員の職にある議員会員
- (2) 都道府県議会議員会員：都道府県議会議員の職にある議員会員
- (3) 政令指定都市議会議員会員：政令指定都市議会議員の職にある議員会員
- (4) 市区町村議会議員会員：市区町村議会議員の職にある議員会員
- (5) 首長会員：都道府県または市区町村の長の職にある議員会員

第4条(入会手続)



3. 申込者は、前項の議員会員名簿に登録されたとき、議員会員資格を取得し、ドットジェイピーに入会します。
4. 議員会員が第6条第1項記載の議員会員費を納入したとき、ドットジェイピーは、議員会員に対し、会員証明書を送付します。

第5条(議員インターンシッププログラム)

1. 議員会員は、議員インターンシッププログラムに参加することができます。
2. 議員インターンシッププログラムとは、ドットジェイピーが、議員等のもとで実務研修を希望する学生に、当該学生の受入れを希望する衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を紹介して、学生に研修の機会を与え、もって社会学習の機会を付与するとともに(以下当該機会を得て議員インターンシッププログラムに参加した学生を「インターン生」といいます)、政治に対する国民の興味を喚起し、社会教育の推進を図ることを目的として、特定の政治団体、宗教団体等の支援をすることなく行う議員インターンシップ活動をいいます。
3. 議員インターンシッププログラムは、春期2月1日から3月31日まで、夏期8月1日から9月30日までとします。
4. 議員インターンシッププログラムの期間中に議員会員が選挙を行う場合の議員インターンシッププログラムの取扱い等については、ドットジェイピーが別途定めるところに従うこととします。

第6条(議員会員費)

1. 議員会員費は、会員区分に従い、次の通りとします。なお金額は半年間分の額となります。
 - (1) 衆議院議員会員・参議院議員会員：金55,000円(税込)
 - (2) 都道府県議会議員会員：金44,000円(税込)
 - (3) 政令指定都市議会議員会員：金44,000円(税込)
 - (4) 市区町村議会議員会員：金33,000円(税込)
 - (5) 首長会員：金55,000円(税込)
2. 議員会員は、インターン生の受入れを決定した後速やかに、ドットジェイピーに対し、別途定めるところに従って議員会員費を納入しなければなりません。
3. ドットジェイピーは、退会、議員会員資格の停止、その他理由の如何を問わず、受領した議員会員費を返還しません。



てはいけません。議員会員が、議員会員資格を喪失した後も同様とします。

2.議員会員は、当該議員会員のもとで議員インターンシッププログラムに参加したインターン生に対し、100時間以上320時間以内で、研修を受けさせなくてはなりません。ただし、議員インターンシッププログラムの期間が議員会員の選挙期間と重なった場合等、やむを得ない事情が存する場合は、この限りではありません。

3.議員会員は、インターン生に対し、報酬、食事代または交通費等の実費、その他名目の如何を問わず一切の金銭を交付してはいけません。

4.議員会員は、議員インターンシッププログラム期間中、ドットジェイピーの許可無く、インターン生にアルバイトを行わせてはいけません。

5.議員会員は、議員インターンシッププログラム期間中、インターン生に、他の議員事務所においてインターンシップ活動を行わせようとする場合には、事前に、インターン生をして、ドットジェイピーに対しその旨届け出させなくてはなりません。

6.議員会員は、誠実に議員インターンシッププログラムに参加しなければならず、ドットジェイピー、ドットジェイピーの会員及び職員、インターン生、その他ドットジェイピーの関係者の名誉、社会的信用等を害する行為をしてはいけません。

7.議員会員は、インターン生に対し、入会申込みの際にドットジェイピーに提出した「インターンシップエントリーシート」の「インターンシップに関する情報」欄に記載した研修内容を行わせなければなりません。

8.議員会員は、ドットジェイピーに入会したことにより知り又は知り得た、ドットジェイピーの会員及び職員に関する情報、インターン生に関する情報などを用いて、ドットジェイピーを介さずにドットジェイピーの会員及びインターン生(その候補者を含む)に独自に接触してはいけません。なお、議員会員が、議員会員資格を喪失した後も同様とします。但し、議員会員への受入が確定したドットジェイピーの会員及びインターン生(その候補者を含む)であって、議員会員が当該学生に対して直接の連絡をとることをドットジェイピーが承諾した場合にはこの限りではありません。

第8条(退会)

1.議員会員は、電子メールまたは書面により、ドットジェイピーに対し退会の意思表示をすることにより、いつでも退会をすることができます。

2.前項の場合、議員会員は、当該退会の意思表示がドットジェイピーに到達したとき退会し、議員会員資格を喪失します。但し、その場合においても第6条に定める議員会員費の支払義務が消滅するものではありません。



1. 申込者または議員会員が、以下のいずれかの事由に該当する場合には、ドットジェイピーは、入会を承認せず、また、入会後であっても議員会員資格を停止する場合があります(なお、申込者の入会を承認するかどうかは、ドットジェイピーの自由な判断に基づくものであり、以下の事由に該当しない場合であっても、ドットジェイピーは、申込者の入会を承認しないことができます。)

(1) 虚偽の事実を述べた場合

(2) 議員会員費、その他ドットジェイピーが定める諸費用の支払いを遅滞し、ドットジェイピーが相当期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内に支払わない場合

(3) 本規約、その他ドットジェイピーが定める諸規程に違反した場合

(4) ドットジェイピー、ドットジェイピーの会員または職員、インターン生、その他のドットジェイピーの関係者等に損害を及ぼした場合または及ぼす虞がある場合

(5) ドットジェイピー、ドットジェイピーの会員または職員、インターン生、その他ドットジェイピーの関係者等の名誉または信用を傷つける行為をした場合

(6) 公序良俗に反する行為、犯罪行為、特定の思想または宗教団体や組織への勧誘またはそれに類似する行為(物品の販売等を含みます)、その他法令に違反する行為を行った場合または行う虞がある場合

(7) 破産手続もしくは民事再生手続が開始された場合、または後見開始、補佐開始もしくは補助開始の審判を受けた場合

(8) 議員会員資格を与えるにふさわしくない行状があった場合

(9) その他、ドットジェイピーの議員会員資格を与えることが適当でない場合

2. 前項により議員会員資格を停止する場合には、ドットジェイピーは、その旨当該議員会員に対し通知します。なお、当該通知は、電子メール又は書面により行うものとします。

3. 議員会員は、前項に定める議員会員資格停止の通知により、議員会員としての全ての権利を喪失するものとして扱われます。

第10条(著作権等)

議員会員は、ドットジェイピーが提供するテキスト、ソフトウェア、音楽、音声、写真、グラフィックス、ビデオ、ページレイアウト、デザイン等一切のものについて、ドットジェイピーが特に認めた場合を除き、ドットジェイピーがそれらの著作権、商標権、サービスマークに関する権利、特許権、所有権その他一切の権利を有していることを承認するものとします。



員は、その損害を賠償するものとします。

3.第1項の届出の懈怠により、議員会員に何らかの不利益が生じた場合であっても、ドットジェイピーは一切責任を負わないものとします。

第12条(トラブル等)

1.議員会員は、インターンシッププログラムに関連して、ドットジェイピーの責めに帰すべき事由によらずインターン生またはその他の第三者との間で、事故、紛争、その他のトラブルが生じた場合、理由の如何を問わず、直ちにドットジェイピーに報告を行うものとし、ドットジェイピーの指示の下、自己の費用でこれを解決するものとし、ドットジェイピーに対し、何らの負担をかけないものとします。

2.議員会員は、インターン生またはその他の第三者から、何らかの損害を被った場合であっても、ドットジェイピーの責めに帰すべき事由による場合を除き、ドットジェイピーに対し、名目の如何を問わず、何らの請求もできないものとします。

第13条(損害賠償義務)

1.議員会員は、故意または過失により、ドットジェイピー、ドットジェイピーの会員または職員、インターン生、その他ドットジェイピーの関係者に対し、損害を生じさせた場合には、これらの者が被った損害を賠償しなければなりません。

2.議員会員の事情により、インターン生が議員インターンシッププログラムに参加することができなくなった場合または継続が困難となった場合、当該議員会員は、インターン生がドットジェイピーに対し支払った参加費等一切の費用を、ドットジェイピーに支払うものとします。

第14条(地位の譲渡等の禁止)

議員会員は、議員会員たる地位を第三者に譲渡できないものとし、議員会員たる地位または権利に対して質権等一切の担保権を設定できないものとします。

第15条(その他)



- 3.ドットジェイピーは、ドットジェイピーホームページから議員会員のホームページへリンクさせることができるものとします。
- 4.ドットジェイピーは、議員会員に対し、ドットジェイピーのオフィシャルメールマガジン、活動報告、イベントの告知、アンケート等を配信または配布することができるものとします。なお、議員会員が、当該身分を失った後も同様とします。
- 5.ドットジェイピーは、議員会員に対し、ドットジェイピーが適当と認めた第三者の宣伝広告またはアンケート等を配信または配布できるものとします。なお、議員会員が、当該身分を失った後も同様とします。

第16条(規約の変更)

ドットジェイピーは、議員会員に通知することにより本規約を変更することができます。

当該変更後、議員会員が議員インターンシッププログラムの利用を継続した場合は、議員会員は当該変更同意したものとみなします。

第17条(協議)

本規約に定めのない事項または本規約についてドットジェイピーと議員会員との間で解釈を異にした事項については、双方誠意をもって友好的に協議のうえ解決するものとします。

第18条(管轄裁判所)

ドットジェイピーと議員会員との間で生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

附則

本規定は、平成26年4月1日より施行するものとします。

平成26年7月1日 改訂・適用

平成27年3月1日 改訂・適用

平成29年3月1日 改訂・適用

政務活動費支出報告書

支出番号NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主	支出年月日	令和3年10月18日～11月12日 支出								
調査旅費	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主										
広報・広聴費	<input type="checkbox"/>		支出額				¥	9	2	1	6	6
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主										
資料作成費	<input type="checkbox"/>		支出先	山交観光株式会社 他								
資料購入費	<input type="checkbox"/>											
人件費	<input type="checkbox"/>											
事務所費	<input type="checkbox"/>											
通信・交通費	<input type="checkbox"/>											
支出内容												
えひめ中央農業協同組合:JA直営複合施設「みなとまち まってる」について 愛媛県松山市:中核市サミット2021in松山												

領 収 証

2021年10月29日
(211110-CC0006)

渋江 朋博 様

金額 ¥ 8,700 ※

お支払い方法(現金)



但し 2021/11/10発 宿泊交通費として

上記の金額正に領収いたしました。

Ref.No. 0000053865 予約No. 142741

御注意

1. 手書きのもの並びに金額を訂正したものは無効とします。
2. 社用印、担当者印なきものは無効とします。

観光庁長官登録旅行業 第1528号

山交観光株式会社

山形案内所
〒990-9567
山形県山形市鉄砲町
2-13-18

TEL:023-676-7311

FAX:023-641-4573

担当者印



〒990-8540
山形県山形市旅籠町
2丁目3-25

No. 50050-1
DATE: 2021年10月28日
PAGE: 1

山形市議会事務局 御中

観光庁長官登録旅行業 第1928号
山交観光株式会社
山形案内所
〒990-9567 山形県山形市鉄砲町
2-13-18



TEL: 023-642-8404

TEL: 023-676-7311 FAX: 023-641-4573
所長 堀 和巳

請求書

この度は弊社を御利用頂きまして、誠にありがとうございます。
つきましては、下記の通りご請求申し上げますので、宜しくお願い致します。

ご請求内容				ご請求金額
<input type="checkbox"/> 出発日	2021年11月10日 (水)	3日間	(CC0006)	
<input type="checkbox"/> 予約No.	142741			
<input type="checkbox"/> 明細				
国内航空券代金				
山形～松山往復		(¥57,200 X 6)	¥343,200
宿泊代				
11/10 ANAクワンプ松山	シングル利用	(¥15,250 X 6)	¥91,500
11/11 "	"	(¥15,250 X 6)	¥91,500

ご請求金額 ¥526,200

ご入金金額 ¥0

今回ご請求額 ¥526,200

振込先: XXXXXXXXXX
口座名: 山交観光株式会社 山形案内所

担当者 XXXXXXXXXX

尚、振込手数料はお客様ご負担とさせていただきます。

領収書貼付用紙

領収書

但し、伊予鉄バス運賃として
2021年11月10日(水) 14:55 002号車
¥3,000-

上記金額を領収いたしました
伊予鉄バス株式会社 松山斎院営業所
〒791-0054
愛媛県松山市空港通五丁目11番4号
TEL 089-972-2511

領収書

但し、伊予鉄バス運賃として
2021年11月10日(水) 14:55 002号車
¥1,500-

上記金額を領収いたしました
伊予鉄バス株式会社 松山斎院営業所
〒791-0054
愛媛県松山市空港通五丁目11番4号
TEL 089-972-2511

領収書

No. 3349

日付 2021年11月11日
車番 000453 0000
基本運賃 ¥990円
合計 ¥990円

上記の様に領収致しました
毎度ご乗車ありがとうございます。

株式会社 新交通タクシー

松山市祝谷町1丁目5-7
TEL (089) 943-6565

領収書

No. 1312

日付 2021年11月11日
車番 000202 0000
基本運賃 ¥900円
合計 ¥900円

上記の様に領収致しました

松山第一交通株式会社

松山市土居田町848-8
TEL 089-974-2700

領収書

No. 8207

日付 2021年11月11日 12:27
車番 000460 0000
メータ料金 ¥900円
合計 ¥900円

上記の様に領収致しました
毎度ご乗車ありがとうございます。
又のご乗車をおまちしております。

東洋タクシー(株)

松山市千舟町8-78-7
TEL 089-943-2285

領収証

No. 8476

日付 2021年11月11日 12:30
車番 000451 0000
メータ料金 ¥980円
合計 ¥980円

上記の様に領収致しました
毎度ご乗車ありがとうございます。
又のご用命をお待ちしております。

東洋タクシー(株)

松山市千舟町8-78-7
TEL (089) 943-2285

※ 重ならないように貼付してください。

※ できるだけ枠の中に貼付し、裏には貼らないでください。

領 収 書 貼 付 用 紙

領 収 書

No. 8202

日付 2021年 11月 12日 08:22

車番 000205 0000

基本運賃 ¥990円

合計 ¥990円

上記の様に領収致しました
 毎度ご乗車ありがとうございます。
 上記金額正に領収致しました。
 又のご乗車をおまちしてます。
 空港タクシーグループ

(有)空港タクシー

松山市南吉田町2843-1
 TEL089-972-0101

領 収 書

No. 7390

日付 21年 11月 12日

車番 008890 000

基本運賃 ¥880円

合計 ¥880円

上記の通り領収致しました
 毎度ご乗車ありがとうございます。

愛媛近鉄タクシー株式会社

松 山

TEL (089)924-6111

新居浜

TEL (0897)37-3070

西 条

TEL (0897)56-6161

領 収 証

No. 1053

日付 2021年 11月 12日

車番 000111 0000

基本運賃 ¥2,980円

合計 ¥2,980円

上記の様に領収致しました
 毎度ご乗車ありがとうございます。
 又の御用命をお待ちしております。

瀬戸内タクシー(有)

松山市平和通4-1-29
 TEL 089-915-1230

領 収 書

No. 6430

日付 2021年 11月 12日 13:08

車番 000121 0000

メータ料金 ¥3,060円

合計 ¥3,060円

上記の様に領収致しました
 毎度ご乗車ありがとうございます。
 又のご乗車をおまちしております。

瀬戸内タクシー(有)

松山市平和通4-1-29
 TEL089-915-1230

※ 重ならないように貼付してください。

※ できるだけ枠の中に貼付し、裏には貼らないでください。



領 収 書

No. 7763-005226-0002017245-030

発行日：2021年10月18日

ご氏名 **渋谷 朋博**

様

¥ 5, 0 0 0 -

但し 中核市サミット2021in松山 行政視察費として

株式会社日本旅行営業企画本部



明細書

令和3年11月22日

山形市議会事務局 様



〒790-0011 松山市千舟町5-7-6

株式会社 日本旅行 松山支店

TEL089-933-2668 FAX089-932-9091

この度はご旅行のお申込を頂き、誠に有り難うございます。
 下記の通りお見積申し上げますのでよろしくお願い致します。

支店長 堤 章
 担当者

合計額		¥5,000		
品名	数量	単価	金額(税込)	摘要
1 ①道後温泉エリアコース 参加費(5,000円)			¥0	
2 【内訳】			¥0	
3 昼食代	1	¥1,650	¥1,650	
4 子規記念博物館 入館料	1	¥320	¥320	
5 ツアー費	1	¥3,030	¥3,030	
6			¥0	
7			¥0	
8			¥0	
9			¥0	
10			¥0	
11			¥0	
12			¥0	
13			¥0	
14			¥0	
15			¥0	
16			¥0	
17			¥0	
18			¥0	
小計(税込)			¥5,000	
お預かり金(お申込金既入額)				
お見積金額(税込)			¥5,000	

旅費等支出計算書 兼 支払証明書

議員名	渋江 朋博
用務	JA直営複合施設「みなとまち まってる」について 中核市サミットin松山
日程	令和3年11月10日（水）～ 令和3年11月12日（金）
視察先	えひめ中央農業協同組合 ANAクラウンプラザホテル松山 他
支出内訳	支出額合計 <u>92,166</u> 円
	1 旅 費 <u>88,395</u> 円 内訳 (航空券代) 山形空港⇄松山空港（往復） 57,200円 (宿泊費) 令和3年11月10日～12日 2泊 15,250円－1,000円（朝食代）＝14,250円 14,250円×2泊＝28,500円 (バス代) 11月10日 松山空港→大街道 750円 （領収書原本は、渋江朋博議員が保管） (タクシー代) 11月11日 ANAクラウンプラザホテル松山→えひめ中央農業協同組合 990円+900円＝1,890円 1,890円÷6人＝315円 11月11日 えひめ中央農業協同組合→ANAクラウンプラザホテル松山 900円+980円＝1,880円 1,880円÷6人＝313円 11月12日 ANAクラウンプラザホテル松山→道後温泉駅 990円+880円＝1870円 1,870円÷6人＝311円 11月12日 道後温泉駅→松山空港 2,980円+3,060円＝6,040円 6,040円÷6人＝1,006円 （領収書原本は、渋江朋博議員が保管）
	2 付随する経費 <u>3,771</u> 円 えひめ中央農業協同組合への手土産代 2,530円÷6人＝421円 （領収書原本は、渋江朋博議員が保管） 中核市サミット現地視察費用 5,000円－1,650円（昼食代）＝3,350円（別紙、明細書参照）

視 察 報 告 書

令和 3 年 11 月 12 日

山形市議会議長 様

議員名 渋江 朋博

下記のとおり、視察が終了したので報告します。

期 間	令和3年11月10日（水）～ 令和3年11月12日（金）
視察先	えひめ中央農業協同組合：JA直営複合施設「みなとまち まってる」 ANAクラウンプラザホテル松山（中核市サミット）
視察用務	えひめ中央農業協同組合：JA直営複合施設「みなとまち まってる」について 中核市サミット2021 in 松山
視察先面会者	JAえひめ中央農業協同組合 井上猛文代表理事、白石達也参事、 XXXXXXXXXX 直販部長 XXXXXXXXXX 総合企画室長、 XXXXXXXXXX 総合企画室企画課長
視察概要 及び所見	<p>1. JA直営複合施設「みなとまち まってる」について</p> <p>地元農産物を市よ使用した料理が味わえる食堂及びカフェに加え、金融・共済・ローン窓口・保育園・キッチンスタジオを併設し、地域農業を発信する複合施設である。また、隣接してJAの産直施設もあり、平日の日中にも関わらず、多くの市民で賑わいを見せていた。</p> <p>特に若い世代に対し訴求する為、保育園が設置されていることが特徴的であった。JA職員向けの企業主導型保育事業であるが、地域枠として職員以外のお子様の受け入れも行っており、若年層の施設利用に対する懸け橋となっている。産直の食材を利用し栄養面も考慮した食育が好評であるとのことであった。</p> <p>この施設誕生のアイデアは、地域の異業種交流会での意見だったとのことで、多様な視点での連携や繋がりが大きな効果を作り出す好事例であった。</p> <p>農業が主要産業である山形市においても、食や農産物を柱にした施設を核にした地域活性化策は非常に重要である。次世代にも山形市の農業を引き継いでいく為にも、保育園などを含む様々な施設を組み合わせる複合施設は大変魅力的であると感じた。今後の山形市の農業振興策の一つとして更に研究をしていくべきと考える。</p>

視 察 報 告 書

2. 中核市サミット2021in松山

【基調講演】

「ポストコロナ時代に求められる中核市の役割」

講師：東京大学大学院工学系研究科教授 羽藤英二氏

ポストコロナ時代を見据える、ヨーロッパや北米は人口はほとんど増加しないが、アジアはプラス10億の見込みである。それらを一番受け止めるポテンシャルがあるのが日本であり、中でも中核市が担う役割は大きい。

文化・教育・経済等における新たな価値創造の源泉は、多くの人口を占める中核市であり、トランスフォーメーションの中心である。都市づくりや交通機関の変革も、中核市を中心に始まっている。

産業構造も変化し、生産や販売の企業からデジタルプラットフォーマーの時代となっているが、それだけでは不足しており、デジタルと現実の生活を繋げる役割が必要であり、それこそが中核市を中心とする行政の役割である。

デジタル化の進展により、情報取得が飛躍的に簡便になったが、一方では無意識に様々な情報が吸い上げられている現状がある。行政機関もデジタル化によりビッグデータの収集や分析による政策立案が求められていると感じた。

【パネルディスカッション第1会場】

「デジタルを原動力とした力強いまちづくり」

パネリスト：前橋市長、奈良市長、高松市長

パネリストとして登壇した3つの市のデジタル化に関する先進的な取り組みが紹介された。それぞれの市が、市長のリーダーシップの下、積極的に取り組みを進めており、デジタル化の重要性を再認識することができた。

重要なことはデジタル化を単に進めるだけでなく、その先の新たな価値の創造と住民サービスの向上へむけた施策である。また、自治体共通の課題については、互いに連携することでコスト削減を行っていくことも必須であると感じた。

人材育成をはじめ、一層のデジタル化を見据えた行政運営がポストコロナの時代には不可欠であり、山形市においても更なる取組みが進むよう提言していきたい。

【現地視察】

道後温泉地区の観光振興及び街づくりについて説明を受けた。

従前から非常に大きな観光コンテンツである道後温泉であるが、新たな取り組みとしてアートによる街づくりを行っている。特に2021年度グッドデザイン賞を受賞した「ひみつジャヤナイ基地」は、アートによる情報発信にとどまらず人々の交流拠点としても機能しており、非常に参考になった。山形市も映像文化と観光をクロスさせた戦略策定を推進すべきと感じた。

行政視察日程

- ◎日程 令和3年11月10日(水)～11月12日(金)
- ◎視察者 山形市議会 緑政会 6人 武田 聡 議員、炭江朋博 議員、荒井拓也 議員、
渡辺 元 議員、斎藤淳一 議員、石澤秀夫 議員
- ◎視察地・視察項目 えひめ中央農業協同組合：JA直営複合施設「みなとまち まってる」について
中核市サミット2021 in 松山

	行 程		宿泊・食事
11月10日 (水)	JAL174 山形空港 発 8:50	JAL485 羽田空港 着 9:55 発 12:30	宿泊：ANA クラウンプラザ ホテル松山 〒790-8520 愛媛県松山市一番町 3-2-1 TEL089-933-5511
		リムジンバス 松山空港 着 14:05	宿泊施設
11月11日 (木)	タクシー 宿泊施設 発 10:00	タクシー JA直営複合施設「みなとまち まってる」視察 10:30～11:30	宿泊：ANA クラウンプラザ ホテル松山 〒790-8520 愛媛県松山市一番町 3-2-1 TEL089-933-5511
	ANA クラウンプラザホテル松山 「中核市サミット」 出席 13:00～17:00		タクシー 宿泊施設 ・・・ 宿泊施設
	【 JA 直営複合施設「みなとまち まってる」 〒790-0012 愛媛県松山市湊町 8-120-1 TEL089-943-2121 】		

11月12日
(金)

宿泊施設
発 8:20

タクシー



視察集合場所「道後温泉駅」
着 8:45

中核市サミット現地視察

9:00 ~ 12:30

タクシー



ANA f642

松山空港
発 14:45

伊丹空港
着 15:35 発 16:15

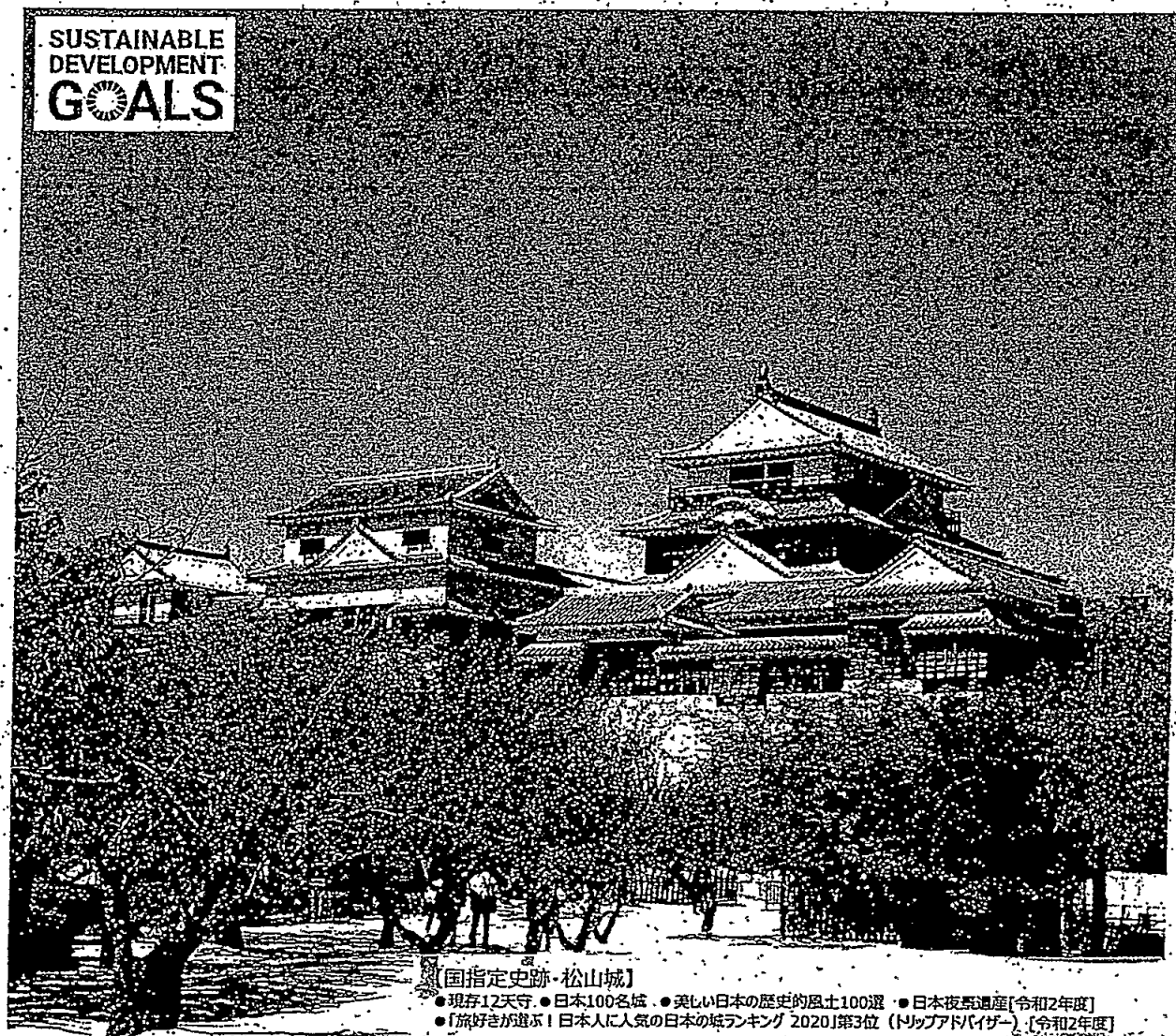
JAL 2237

山形空港
着 17:30

中核市サミット2021 in 松山

力強く、持続可能な中核市へ ～未来を切り拓く新時代のまちづくり～

お申込のご案内



【国指定史跡・松山城】

●現存12天守 ●日本100名城 ●美しい日本の歴史的風土100選 ●日本夜景遺産【令和2年度】
●「旅好きが選ぶ！日本人に人気の日本の城ランキング 2020」第3位（トリップアドバイザー）【令和2年度】

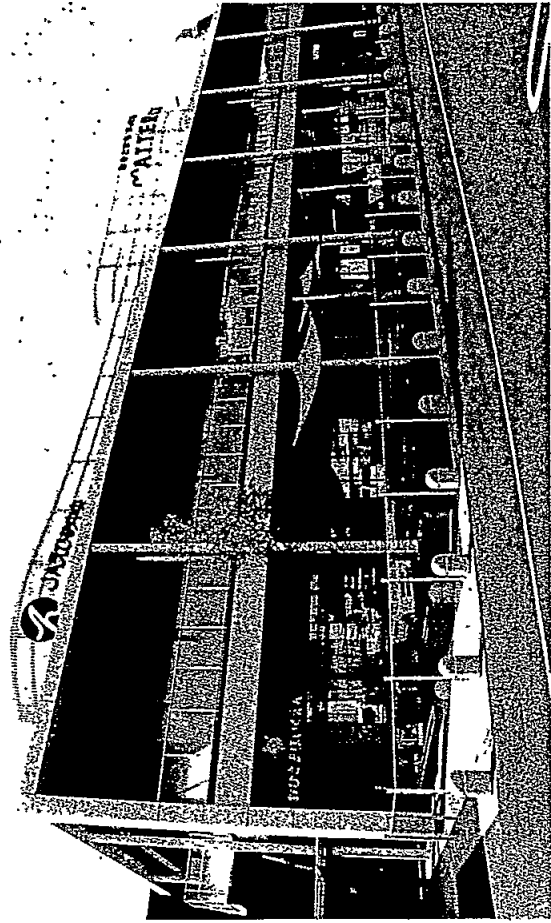
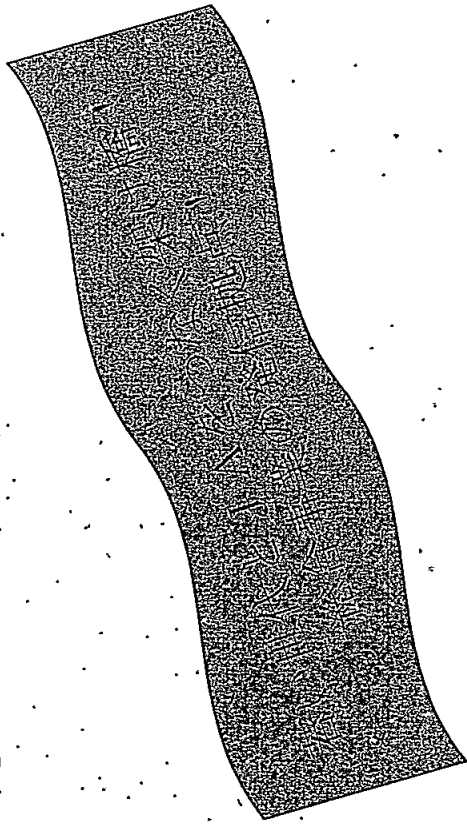
- 【日時】 令和3年11月11日（木）・12日（金）
【会場】 ANAクラウンプラザホテル松山（愛媛県松山市一番町3丁目2-1）
【主催】 中核市市長会・松山市
【後援】 総務省・愛媛県・全国市長会・全国市議会議長会・中核市議会議長会

【旅行企画・実施】 株式会社日本旅行 松山支店
愛媛県松山市千舟町5丁目7-6 NISグループ本社ビル1階

※ 参加の集約は開催事務局の依頼により株式会社日本旅行松山支店が代行受付いたします。
参加の集約については、旅行契約には、該当いたしません。

複合施設を拠点とした 情報発信と地域貢献

～「みなとまち まってる」で待ってるからね！～



えひめ中央農業協同組合

政務活動費支出報告書

支出番号NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主	支出年月日	令和3年 9月 6日 支出					
調査旅費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主							
広報広聴費	<input checked="" type="checkbox"/>		支出額	¥ 5 3 6 2 5					
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主							
資料作成費	<input type="checkbox"/>		支出先	株式会社アオバヤ					
資料購入費	<input type="checkbox"/>								
人件費	<input type="checkbox"/>								
事務所費	<input type="checkbox"/>								
通信・交通費	<input type="checkbox"/>								

支出内容

市議会だよりポスティング(7500部)に要する経費

№ 029807

領 収 証

平成 年 月 日

株式会社アオバヤ 様

金額 ¥ 5 3 6 2 5

取入印紙

上記の通り正に領収致しました。

内訳
現金
小切手

消費税額等(%)

株式会社 アオバヤ アドポス事業(株)

<input type="checkbox"/> 盛岡センター	〒020-0866	盛岡市本宮2-37-6	tel.019-856-8171
<input type="checkbox"/> 山形センター	〒990-0813	山形市橋町3-8-34	tel.023-682-8071
<input type="checkbox"/> 仙台北センター	〒981-3121	仙台市泉区上谷刈2-7-7	tel.022-371-1115
<input type="checkbox"/> 仙台南センター	〒981-1224	名取市増田字柳田240-101	tel.022-383-1111
<input type="checkbox"/> 福島センター	〒960-8165	福島市吉倉字吉田120-1	tel.024-503-2300
<input type="checkbox"/> 郡山センター	〒963-0107	郡山市安積3-120	tel.024-937-5366
<input type="checkbox"/> 宇都宮センター	〒321-0932	宇都宮市平松本町362-6101号	tel.028-610-1537
<input type="checkbox"/> いわきセンター	〒970-8022	いわき市平塚字風内71-1	tel.0246-35-6033
<input type="checkbox"/> 水戸センター	〒310-0913	水戸市見川町2131-150	tel.029-244-0952
<input type="checkbox"/> 新潟センター	〒950-0853	新潟市東区東明2-4-4	tel.025-287-1153
<input type="checkbox"/> 船橋センター	〒273-0022	船橋市海神町2-237	tel.047-495-3116
<input type="checkbox"/> 前橋センター	〒379-2153	前橋市上大島町121-3	tel.027-261-6558
<input type="checkbox"/> 函館センター	〒041-0824	函館市西信樓町589-55	tel.0138-49-1055
<input type="checkbox"/> 米沢センター	〒992-0021	米沢市大字花沢257-2	tel.023-824-6076

担当者印

※金額を訂正したもの・扱印のないものは無効です。

請 求 書

No. 347

お客様コードNo. 5251000857

990-0024

山形市あさひ町24-2

渋江朋博

様

TEL 023-642-2624

株式会社アオバヤ (発行日 21年9月1日)

アドポス山形センター

〒990-0813 山形市検町3-8-34

TEL 023-682-807

FAX 023-682-808



振込銀行

口座名義 株式会社アオバヤ 代表取締役 高橋 五

明細金額欄：金額は税抜金額です。

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。(21年8月31日締切分)

PAGE 1

前回御請求額	御入金金額	調整額	差引(繰越金額)	税抜御買上額	消費税額等	今回御請求額
0	0	0	0	48,750	4,875	53,625

年月日	伝票No.	商 品 名	数 量	単 位	単 価	金 額
21.8.10		[210810-003-01 A3事業所除<	7,500	枚	6.50	48,750
21.8.10		消費税				4,875
		《渋江ともひろ市議会たより》				
		【伝票計】				53,625
		《渋江朋博 様》				
						<御買上額: 53,625>
						[御入金額: 0]
		【御買上額合計】				53,625
		内消費税額等 (課税対象額)				4,875
		【御入金額合計】				0
		総御買上額				48,750
		値引・返品				0
		純御買上額				48,750

【お客様の個人情報のお取り扱いについて】 お客様の個人情報は商品のお届け回収、サービスの提供に利用させていただきます。また、後日商品やサービスのご案内をさせていただく場合があります。お預かりした個人情報はアオバヤグループ内で利用させていただきます。配送業務等で個人情報を外部企業に委託する場合は、弊社の厳正な管理の下で実施いたします。個人情報に問うお問い合わせや、自身の個人情報の開示・訂正・利用停止については、右記お客様窓口まで御連絡下さい。 アオバヤお客様窓口 0120-514-514

政務活動費支出報告書

支出番号NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主	支出年月日	令和4年 2月 9日 支出					
調査旅費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主							
広報広聴費	<input checked="" type="checkbox"/>		支出額	¥ 5 4 3 4 0					
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主							
資料作成費	<input type="checkbox"/>		支出先	株式会社アオバヤ					
資料購入費	<input type="checkbox"/>								
人件費	<input type="checkbox"/>								
事務所費	<input type="checkbox"/>								
通信・交通費	<input type="checkbox"/>								

支出内容

市議会だよりポスティング(7600部)に要する経費

領 収 証

No 031138

2022年 2月 9日

淡江 朋博

様

金額

¥ 5 4, 3 4 0-

収入印紙

上記の通り正に領収致しました。

但

1月のポスティング代として

内 訳

現 金

小 切 手

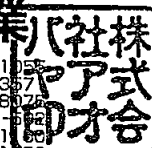
消費税額等(10%) 4,940円



株式会社 アオバヤ アドポス事業

- 函館センター 〒041-0824 函館市西栲楼町589-55
- 盛岡センター 〒020-0866 盛岡市門2-9-48
- 山形センター 〒990-0813 山形市松町3-8-34
- 米沢センター 〒992-0021 米沢市大字花沢257-2
- 仙台センター 〒981-3121 仙台市泉区上谷刈2-7-7
- 仙台南センター 〒981-1224 名取市増田字柳田240 101
- 大崎センター 〒989-6223 大崎市古川青塚211-1-1
- 福島センター 〒960-8165 福島市南中央2-35-1
- 郡山センター 〒963-0107 郡山市安積3-120
- いわきセンター 〒970-8022 いわき市平塚字風内71-1
- 宇都宮センター 〒321-0932 宇都宮市平松本町362-6 101号
- 水戸センター 〒310-0913 水戸市見川町2131-150
- 新潟センター 〒950-0853 新潟市東区東明2-4-4
- 前橋センター 〒379-2153 前橋市上大島町121-3
- 明光センター 〒272-0143 千葉県市川市相之川3-2-13
- 江戸川センター 〒132-0003 東京都江戸川区春江町2-43-8

- tel.0138-49-1056
- tel.019-623-3576
- tel.023-682-8026
- tel.0120-311-1122
- tel.022-371-1100
- tel.022-383-1262
- tel.0120-311-502
- tel.024-525-5004
- tel.024-937-5955
- tel.0246-35-6033
- tel.028-610-1537
- tel.029-244-0352
- tel.025-287-1153
- tel.027-261-6558
- tel.047-396-2219
- tel.03-5636-5081



担当者印



※金額を訂正したものの扱者印のないものは無効です。


請 求 書

No. 360

(発行日 22年 2月 1日)

株式会社 アオバヤ
アドポス山形センター
〒990-0813 山形市桜町3-8-34

TEL 023-682-8075
FAX 023-682-8088

振込銀行 
口座名義 株式会社アオバヤ 代表取締役高橋互



お客様コードNo 5251000857

990-0024

山形市あさひ町24-2

渋江朋博

様

TEL 023-642-2624

明細金額欄：金額は税抜金額です。
毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。(22年 1月 31日締切分)



PAGE 1

前回御請求額	御入金金額	御入金調整額	差引振込金額	税抜御買上金額	消費税額等	今回御請求額
0	0	0	0	49,400	4,940	54,340

年月日	伝票No	商 品 名	数 量	単 位	単 価	金 額
22 111		[220111-009-01] A3事業所除<	7,600	枚	6,50	49,400
22 111		消費税				4,940
		《渋江ともひろ市議会だより》				
		【伝票計】				< 54,340 >
		《渋江朋博 様》				御買上総額 54,340
						[御入金額 : 0]
		【御買上額合計】				54,340
		内消費税額等 (課税対象額)	49,400			4,940
		【御入金額合計】				0
		総御買上額				49,400
		値引・返品				0
		純御買上額				49,400

【お客様の個人情報のお取り扱いについて】 お客様の個人情報は商品のお届け回収、サービスの提供に利用させていただきます。また、後日商品やサービスのご案内をさせていただく場合があります。お預かりした個人情報はアオバヤグループ内で利用させていただきます。配送業務等で個人情報を外部企業に委託する場合は、弊社の適正な管理の下で実施いたします。個人情報に関するお問い合わせは、自身の個人情報の開示・訂正・利用停止については、下記お客様窓口まで御連絡下さい。アオバヤお客様窓口 0120-514-514

政務活動費支出報告書

支出番号NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主	支出年月日	令和 3年 7月 31日 支出							
調査旅費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主		支出額		¥	3	0	5	8	0
広報広聴費	<input checked="" type="checkbox"/>		支出先		有限会社斎藤製本						
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主									
資料作成費	<input type="checkbox"/>										
資料購入費	<input type="checkbox"/>										
人件費	<input type="checkbox"/>										
事務所費	<input type="checkbox"/>										
通信・交通費	<input type="checkbox"/>										

支出内容

市議会だより印刷(9000部)に要する経費

領 収 証

3年7月31日

No 004148

渋谷朋博 様

金額 7305800

ただし 議会だより<vol.24>印刷代金

上記の金額正に領収いたしました

有限会社 斎藤 製本

代表取締役 宇野 圭介

〒990-0062 山形市鈴川町四丁目2-48
TEL (023) 622-7864 FAX (023) 622-7886



*金額訂正・捺印のないものは無効といたします。



渋江ともひろ 市議会だより

発行日：令和3年8月1日 発行責任者：〒990-0024 山形市あさひ町24-2 渋江朋博



ご挨拶

本格的な夏が到来し、連日暑い日が続いておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか？体調管理に十分留意され、お体をご自愛頂きお過ごし下さることを願っております。

さて、昨年からのコロナウィルスの影響が1年以上も続き、今夏も厳しい状況です。3月～4月にかけては山形市でも独自の緊急事態宣言が発出され、飲食店に時短要請が出されました。その後、ワクチン接種が始まるなど一部明るい兆しも見え始めていますが、まだまだ終息には程遠く、気を緩めることはできません。外出自粛によりストレスが溜まっている方、売り上げや賃金の減少により生活に不安を抱えている方、そして学校生活の制約により学びの機会を奪われている子ども達など、まだまだ支援すべきことは沢山あります。市民の命と健康を守り安全・安心な日常を取り戻すべく、私自身も全力でこの難局にぶつかって参る所存です。ぜひ、市民の皆様におかれましては、お悩みやご要望をお気軽にお寄せ頂きたいと思っております。しっかりと皆様の声を受け止め、市政に反映させるべく取り組んで参ります。

これからも45歳の若さと議員活動10年の経験を活かし、「地域のお悩み解決隊長」を標榜し、市民の皆様と共に語り、共に考え、共に行動していきたく思います。溢れる情熱と行動力でより良い山形市を目指し全力で頑張る参りますので、変わらぬご指導・ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎産業文教委員長に就任！！

山形市議会では、任期4年を前期、後期の2年に分け、役職や配属が変更になります。

5月20日の臨時議会において、後期2年間の所属委員会が決まり、産業文教委員長に就任いたしました。

産業文教委員会は、①商工観光部、②農林部、③教育委員会を所管します。コロナ禍における各種景気対策やアフターコロナの産業振興等、市内事業者への経済対策を一手に担うこととなります。また、地域の未来を担う子ども達の教育についても担当します。重責ではありますが、市民の皆様のお託しに応えられるよう精一杯頑張ります。



所属委員会

- 産業文教委員会 委員長
- 議会改革検討委員会 副委員長
- 議会運営委員会 委員

小白川街道の改善を目指して

～無電柱化アンケート調査結果報告～

小白川街道は、地域住民の皆様にとっては重要な生活道路であり、子ども達の通学路にも指定されています。しかしながら道幅は狭く、特に冬期間は積雪も多い為、以前から危険性が指摘されてきました。私は初当選して以来10年間、ライフワークとして第八地区の大きな課題である小白川街道の改善について取り組んできました。この間、側道のグリーンベルト塗装や交差点のカラーリング、あるいは13号線ガード内電球のLED化や白色塗装など、少しずつですが改善を図ることができました。

一方、危険性が完全に除去されたとは言い難く、道路拡張や歩道の設置などの抜本的な改善が必要だと考えております。

そのような中、私の議会質問に答える形で 昨年11月に山形市は、関係町内会の皆様に対し無電柱化に関するアンケート調査を実施しました。今回、その結果の一部を抜粋し報告させて頂きたいと思っております。

今回のアンケートは無電柱化に関する項目でしたが、あくまで改善の一つの選択肢に過ぎません。調査結果の中にもありましたが、道路幅員の拡張やガードレールの設置など様々な対策が考えられます。これからも地区を代表しよりより小白川街道を目指し提案していきたいと思っておりますので、是非皆様の声をお寄せ下さい。



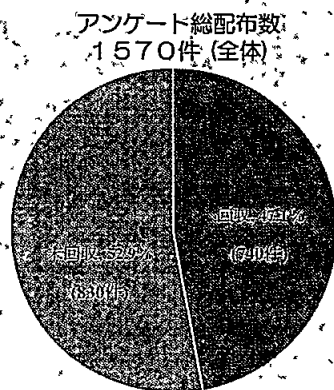
Q1

アンケートの回収率

A.

全体で740件のアンケートを回収した。

各町内会ではばらつきはあるものの、全体では約半数の回収率であった。

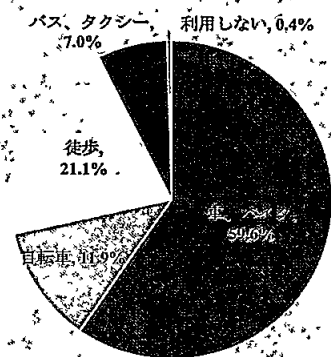


Q2

主な利用手段はなんですか

A.

車、バイク、自転車を利用する方は合わせて、約71%を占めており、徒歩で利用する方は約21%であった。



Q3

車で利用する際、走行上の安全性や電柱についてどのように感じますか

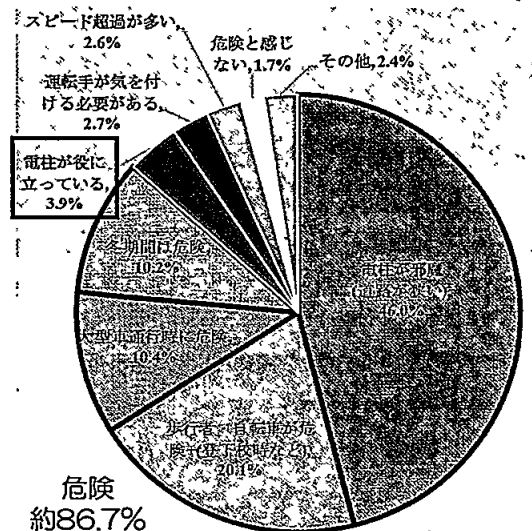
A.

道路が狭く、歩行者・自転車や大型車とのすれ違いに危険を感じている方が、約87%であった。

また、電柱があることで、安心感があるなど、役に立っているという方が約4%であった。

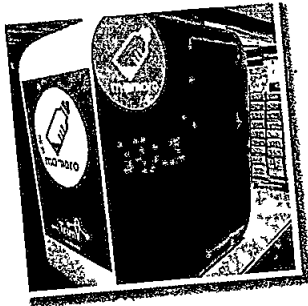
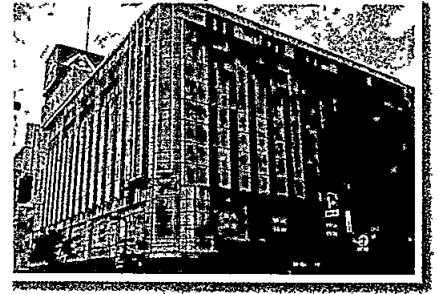
皆様方のご意見

- 歩行者や自転車がいると危険で車とすれ違えない。
- 雨天時の傘をさして歩く歩行者や、冬期間に道幅が狭くなる際に危険を感じる。
- 電柱があることでスピードを出しにくくなって安全だ。
- バスの大きさを小さくするか、運行ルートの変更、バス停の数を減らすなどすると渋滞も解消され通行しやすくなると思う。



01. 旧大沼の利活用について

昨年12月に旧大沼を市都市振興公社が落札し、現在プロジェクトチームを結成し利活用について検討を行っています。長期的な視点では、市立病院済生館が令和12年に耐用年数を迎え建て替えが必要となる為、病院敷地と一体化した再開発が検討されています。また、再開発までの約10年弱の間の活用方法についても、現在併せて検討がされています。



02. 可動式ベビーケアルームが設置されました

子育て中のママさんからの声を受け、昨年9月の議会で提案した「可動式ベビーケアルーム」。本年2月、市役所1階に設置されました。換気もバッチリでコロナ禍でも安心して利用できます。また、可動式の為、災害時は避難所へ、イベント時には屋外へ移動し使用することができます。ぜひ、ご利用ください。



新型コロナワクチン接種の進捗状況について

(7月29日時点での情報ですので、今後変更になる場合があります。)

①ワクチン接種の実施状況《65歳以上の高齢者の1回目接種率 90%、2回目接種率 76%》

接種期間	接種回数(回)	うち1回目接種(回)	うち2回目接種(回)
4月12日～7月27日	200,243	108,329	91,914

②ワクチン接種予約再開における予約状況

◎個別接種

1回目	予約枠数	予約数	予約割合(%)
8月3日(火)～8月23日(月)	19,596	12,311	63
9月14日(火)～10月4日(月)	20,316	1,207	6
合計	39,912	13,518	34

◎集団接種

1回目	予約枠数	予約数	予約割合(%)
7月27日(火)～8月16日(月)	18,180	14,746	81

③12歳から16歳までの方へのワクチン接種について

◎個別接種 ※(A)、(B)については医療機関により異なります

予約開始日：8月10日(火)から

(A) 接種日	(B) 予約方法	(C) 対象医療機関
8月10日(火)から	LINE・Web、医院受付、コールセンター	41医療機関

◎集団接種 ※時間は水・木は17時～21時、土・日は10時～13時&14時半～17時半 予約はLINE・Webのみ

会場	1回目	2回目
山形ビッグウイング	8月18日(水)・19日(木)・21日(土)・22日(日)	9月8日(水)・9日(木)・11日(土)・12日(日)

※接種日程及び予約方法、接種場所等の詳細は山形市 HP (<http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/>) をご覧ください。

市政へのご意見・ご相談はこちらまで

～皆さまのご意見やご要望をお気軽にお寄せください。～

山形市議会議員 渋江朋博 〒990-0024 山形市あさひ町24-2

☎023-642-2624 FAX.023-642-2624

E-mail:info@shibuetomohiro.com

＼おしらせ／

令和3年度

9月定例会

9/9(木)▶10/1(金)

本会議や委員会の様子は公開されております。お気軽に傍聴にお越しください。

インターネット上でもご覧いただけます。

※詳細は山形市議会のHPでご確認ください。

政務活動費支出報告書



支出番号NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主	支出年月日	令和 3年 12月 27日 支出								
調査旅費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主		支出額			¥	2	0	8	8	0
広報広聴費	<input checked="" type="checkbox"/>		支出先		有限会社斎藤製本							
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主										
資料作成費	<input type="checkbox"/>											
資料購入費	<input type="checkbox"/>											
人件費	<input type="checkbox"/>											
事務所費	<input type="checkbox"/>											
通信・交通費	<input type="checkbox"/>											

支出内容

市議会だより印刷(9000部)に要する経費
 (支出金額305,800円のうち、政務活動費支出分208,800円)

領 収 証

3年12月27日		No 004274										
渋谷翔博 様												
金額	7305800	<table border="1"> <tr><td>現金</td><td><input checked="" type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>小切手</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>手形</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>振込</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>相殺</td><td><input type="checkbox"/></td></tr> </table>	現金	<input checked="" type="checkbox"/>	小切手	<input type="checkbox"/>	手形	<input type="checkbox"/>	振込	<input type="checkbox"/>	相殺	<input type="checkbox"/>
現金	<input checked="" type="checkbox"/>											
小切手	<input type="checkbox"/>											
手形	<input type="checkbox"/>											
振込	<input type="checkbox"/>											
相殺	<input type="checkbox"/>											
ただし 議会だより<Vol.25>印刷代金												
上記の金額正に領収いたしました。												
取扱者印	有限会社 斎藤製本	 										
	代表取締役 宇野 圭介											
	〒990-0062 山形市鈴川町四丁目2-48											
	TEL (023) 622-7864 FAX (023) 622-7886											

*金額訂正・捺印のないものは無効といたします。



渋江ともひろ 市議会だより

発行日 令和4年1月1日 発行責任者 〒990-0024 山形市あさひ町 24-2 渋江朋博



ごあいさつ

旧年中は大変お世話になりました。新しい年が市民の皆様にとって健やかで素晴らしい1年になりますことをご祈念申し上げます。

さて、昨年2021年も新型コロナウイルス感染症の影響が色濃く残った年となりました。まずは、医療従事者を始めとする感染症と戦う皆様、そして市民生活を維持する為に日夜奮闘して頂いている全ての関係者の皆様に感謝申し上げます。昨年、一昨年と幾度となく感染拡大の波が押し寄せ、各地で緊急事態宣言が発出され、様々な制限が私たちの生活にも課せられました。

一方で、ワクチン接種も進み、少しずつではありますが、ようやく日常を取り戻す気配が見えてきたところではないでしょうか？オミクロン株という新たな懸念が出てきておりますが、2022年という新たな1年は、これまで以上に感染対策を徹底し、経済活動再開へ向け力強く踏み出すことができるよう、市民一丸となった取り組みを進めていく決意をしておりますので、是非、ご協力をお願い致します。

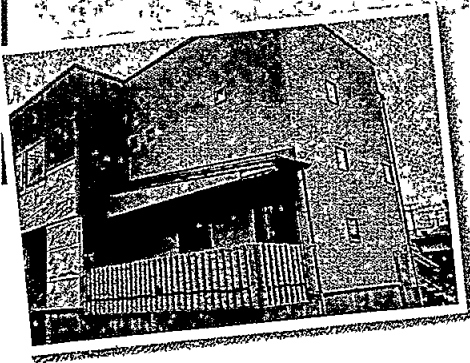
本年も3回目のワクチン接種の実施や各種経済対策、給付金の支給など、コロナウィルスに関して様々な取り組みを進めていく必要があると思われまます。まだまだ対面での面談などは、従前の状態には戻っておりませんが、あらゆる手段を駆使し市民の皆様の声拾い上げ市政へと繋げていきたいと思ひます。

これからも45歳の若さと議員活動10年の経験を活かし、「地域のお悩み解決隊長」を標榜し、市民の皆様と共に語り、共に考え、共に行動していきたいと思ひます。溢れる情熱と行動力で市民の皆様とより良い山形市を目指し、全力で頑張る参りますので、今年1年も皆様の変わらぬご指導・ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

市政報告

01. 子育て世帯への10万円給付について

当初、山形市は現金とクーポンの併用による支給予定だった為、12月2日の予算委員会質疑において、市長に対し、受け取る側の利便性や事務経費・作業の無駄を鑑み、10万円全額現金支給すべきとの提言を行いました。その後、政府方針の変更もある中、提言を採用頂き、山形市も全額現金給付することに決定しました。また、いち早い支給を目指し、急遽、臨時議会を開き、昨年中に全額10万円の支給を行うことができました。今後も市民の声の代弁者としてしっかりと働きさせていただきます。



02. 新しい「うめばち子どもの家」が間もなく完成！

本年2月に第8地区の学童保育が新しくなります。これまで使用していた建物の老朽化と更なる受け入れ人数を確保する為、第8小学校の敷地内にうめばち子どもの家の新築工事が進められてきました。

これまでの第1学童の移転と共に新たな第4学童が設置されます。学校内ということで、これまで以上に児童の安全が確保され、充実した環境で生活することが可能になります。

一般質問

令和3年9月定例会一般質問【9月14日（火）】

市政への質問

市民生活向上のため、17項目を問う。



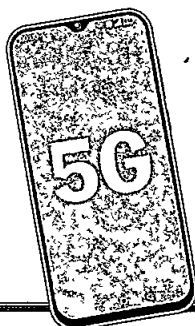
01 コロナ禍の長期化で市内経済は観光・飲食業を中心に激しく疲弊している。経済状況及び雇用情勢の見通しをどのように認識しているのか。

宿泊業、飲食サービス業を中心に卸売、小売業、一部の建設業などが特に厳しい状況であり、飲食サービスや宿泊業などは厳しい現状が続くものと認識している。また、やまがた管内の有効求人倍率は3カ月連続で増加傾向にあることから、雇用情勢は持ち直しつつあると認識している。

02 2022年から2024年の予算編成の目安として、閣議決定により2021年度地方財政計画と実質的に同水準を確保することが示されているが、同水準ではコロナ禍以降の新たな行政需要に対応できるのか懸念している。本市はどのような財政見通しを持っているのか。

今後、新たな行政需要への対応が求められると認識しており、財源を安定的に確保し、持続可能な財政運営の基盤を構築する必要があるが、新型コロナウイルス感染症の影響により市税は大幅に減収し、先が見通せない状況である。時期を見て一層の財源確保に努め、政策の実行を図っていく。

03 ローカル5Gは地域課題解決に有用であり、民間企業でも活用が見込まれる分野がある。本市での活用を検討するとともに、民間企業への導入促進に取り組んではどうか。



導入を検討した事業者から、設備費用が高額なことや、電波の届く範囲が狭いなどの課題があると聞いている。国の実証実験の成果を確認するとともに、通信事業者が進めるパブリック5Gのエリアやサービスの拡大状況、市民ニーズなどを検討していく。

04 中小企業退職金共済制度の普及を図るための補助制度を創設し、労働者の福祉の増進につなげてはどうか。

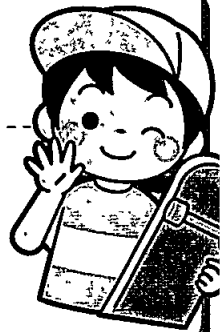
国による事業主への一部助成や、掛金の全額非課税扱いなど、事業主の負担を軽減することで中小企業が加入しやすい制度となっており、令和3年3月末時点において市内1301社の中小企業が加入している。より多くの企業の加入につながるよう制度の周知に努めていく。

05 車でけん引し避難所まで移動できるトイレトレーラーを導入し、より良い避難所環境の構築を進めてはどうか。

衛生面や機能面など注目すべき点があり、避難所開設が長期化した場合などには有効な手段と考えられるため、先進事例などを参考に調査研究していく。

06 通年で練習できる屋内型のスケートボードパークを新設してはどうか。

スケートボードに限らず冬期間でもスポーツに親しむことができる屋内施設の整備が懸案となっており、来年度予定しているスポーツ推進計画の見直しの中で検討を行っていく。



07 デュアルスクールを活用し、一時的に移住検討先の学校へ通うことで、移住のハードルが低くなると考えるが、制度導入への考えはどうか。

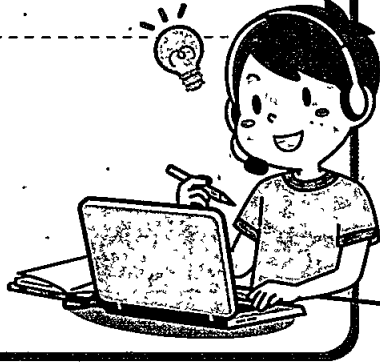
移住促進に効果的である一方、学籍を異動するたび学習の進捗状況が変わるという課題も指摘されている。本市では移住・定着の促進に向けた情報提供や住宅に対する支援などのほか、動画を活用したシティブランディングを推進することとしており、更なる移住促進に向け検討していく。

08 授業時数特例校制度の募集が開始されているが、申請予定の学校はあるのか。

現在学校からの申請はないが、申請があった場合は、当該校の研究意欲を大切にしながら支援していく。

09 家庭でのオンライン学習実施では、学校と家庭の情報共有や連携が重要と考えるがどうか。

資料やQ&Aを作成してよりわかりやすく伝えるよう努めていく。また、スキルだけでなく健康面への配慮や情報モラルなど家庭と十分に協力し、進めていく。



10 小中学校の体育館や特別教室へのエアコン整備計画を策定し、設置へ向けた取り組みを進めるべきと考えるがどうか。

今年度中に特別教室への設置の年次計画を策定予定で、小学校は音楽室とコンピューター室、中学校は理科室に優先的に設置する予定であり、その後ほかの特別教室への設置を検討していく。体育館への設置は、教育活動上の必要性や災害時の利用、他市の状況等を調査研究していく。

11 済生館小児病棟の入院付き添い者に有料で食事を提供したり病棟保育士を増員したりするなど、負担軽減を図る取り組みをしてはどうか。

コロナ禍で病院・病棟への給食などの配達サービスを停止している。感染の蔓延状況などを見ながら負担軽減を図っていく。

12 商業施設内の期日前投票所を複数個所設置することで更なる利便性の向上を図ってはどうか。

これまでの選挙や今後の選挙の投票傾向を分析するとともに、地理的なバランスなども勘案しながら、期日前投票所の今後のあり方を検討していく。



13 新型コロナウイルス感染者の投票権を確保できる特例郵便投票制度の周知と活用を図るべきと考えるがどうか。

広報やまがたやホームページへの掲載、市公式SNSでの発信、選挙啓発チラシへの掲載により広く周知していくとともに、該当者への効果的な周知方法を検討し、制度の活用を図っていく。

14 通学路点検の進捗状況はどうか。また、点検で危険箇所が判明した場合、どのように安全対策を行うのか。

平成27年6月に山形市通学路交通安全プログラム～通学路の安全確保に関する取組の方針～を策定し、通学路の安全確保を図っている。今年度も市立小学校での安全点検を実施し教育委員会への報告、関係機関との合同点検を行っており、9月下旬までにすべて完了する予定である。また、7月の千葉県の事故を受け、緊急性の高い危険箇所は追加報告を求め再度合同点検を行っており、順次改善が図られている。今後も関係機関と連携を図りながら安全確保に努めていく。

15 昨年11月に地区民を対象に実施した小白川街道無電柱化アンケートでは、84%が無電柱化に賛成したほか、道路拡幅や歩道整備を望む声があった。この調査結果をどのように分析しているか。また、小白川街道の安全対策にどのように取り組んで行くのか。

最も多く寄せられたのは、歩行者も安全に歩くことのできる道路整備に関する声で、約40%であった。また、歩行者・車利用者の多くが、電柱が邪魔で通行しづらいなどの理由で賛成回答が多くなったと考えている。今後は地域の方々を対象に勉強会を開催し、無電柱化事業への理解を深めていただきながら合意形成を目指していく。

16 井上副市長はこれまでの経験から地方創生に関する造詣が深いと聞いている。本市の地方創生戦略についてどのような展望を持っているのか。

本市は音楽、芸術、映画、食、スポーツ、温泉などに恵まれた場所である。こうした魅力を広く発信し、関係人口や移住者を増やしていくとともに、経済やエネルギー循環を促進し、市民の平均所得とお金では測れない豊かさの向上を図っていく。

質問内容を一部、割愛して掲載しております。尚、一般質問の様子は山形市議会HPよりご視聴いただけます。

新型コロナワクチン接種実施計画の概要

(本計画については、国や県の方針、ワクチン供給状況により内容が変更になる場合があります。)

① ワクチン接種の実施状況《12歳からすべての年代の合計》 ※12月20日(月)時点の情報です。

対象者数	接種回数(回)	1回目接種(回)	2回目接種(回)	接種率(%)
222,041	397,685	199,360	198,325	89.3

② 3回目接種(追加接種)の実施計画 2回接種を受けた18歳以上のすべての者を対象とする

2回目の接種の属する月	令和3年								合計
	3、4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
8か月後	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	
3回目接種の標準的な接種期間	令和4年								合計
	12月～	1月～	2月～	3月～	4月～	5月～	6月～	7月～	
先行接種者※	4,000	7,000	1,000						12,000
高齢者		1,000	27,000	37,000	5,000	1,000			71,000
上記以外			2,000	26,000	28,000	21,000	24,000	5,000	106,000
合計	4,000	8,000	30,000	63,000	33,000	22,000	24,000	5,000	189,000

※接種券の送付前に接種を受けた医療従事者及び高齢者施設等の従事者

③ 対象別の接種方針と接種体制

(1) 接種方針

対象者	接種方針
医療従事者等	勤務先の医療機関や山形市医師会健診センター等で個別接種を基本とする
高齢者施設等の入居者・従事者	接種実施医療機関 高齢者施設等による個別接種を基本とする。 それ以外 接種実施医療機関である協力医療機関等による巡回接種(個別接種)を基本とする。
高齢者	かかりつけの医療機関での個別接種を基本とするとともに、希望する方が可能な限り早く接種を受けられるよう、集団接種を並行して実施する。
上記以外の者	接種実施医療機関の接種能力やワクチンの配分に応じて個別接種を実施するとともに若年層が接種を受けやすい環境を整備するため、平日の夜間や土曜日・日曜日に集団接種を実施する。

(2) 接種体制

個別接種	集団接種
原則ファイザー社ワクチンを使用する。 医療従事者等は12月上旬から順次接種を開始する。 接種能力は対象者数やワクチンの配分等を踏まえて検討する。	原則、武田/モデルナ社ワクチンを使用する。 3月上旬から接種を開始することを想定。 接種能力や会場の箇所数は対象者数やワクチンの配分等を踏まえて検討する。

※接種日程及び予約方法、接種場所等の詳細は山形市HP (<http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/>) をご覧ください。

市政へのご意見・ご相談はこちらまで

～皆さまのご意見やご要望をお気軽にお寄せください。～

山形市議会議員 **渋谷朋博** 〒990-0024 山形市あさひ町 24-2

☎023-642-2624 FAX.023-642-2624

E-mail:info@shibuetomohiro.com

＼おしらせ／

令和3年度
3月定例会

2/24(木) ▶ 3/23(水)

本会議や委員会の様子は公開されております。
お気軽に傍聴にお越しください。

インターネット上でもご覧いただけます。

※詳細は山形市議会のHPでご確認ください。

政務活動費支出報告書

支出番号NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主	支出年月日	令和 3年 12月 27日 支出								
調査旅費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主		支出額			¥	1	0	5	0	5
広報広聴費	<input checked="" type="checkbox"/>		支出先		有限会社斎藤製本							
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主										
資料作成費	<input type="checkbox"/>											
資料購入費	<input type="checkbox"/>											
人件費	<input type="checkbox"/>											
事務所費	<input type="checkbox"/>											
通信・交通費	<input type="checkbox"/>											

支出内容

市議会だより郵送用封筒作成(5000部)に要する経費

領 収 証

3年12月27日		No 004275	
渋谷朋博 様			
金額	¥ 105050		
ただし 封筒印刷代金			
上記の金額正に領収いたしました			
有限会社 斎藤製本		代表取締役 宇野 圭介	
〒990-0062 山形市鈴川町四丁目2-48		TEL (023) 622-7864 FAX (023) 622-7886	
取扱者印	[Seal]		[Seal]

*金額訂正・捺印のないものは無効といたします。

〒990-0024
山形県山形市あさひ町24-2

請求書

令和 3年12月27日(令和 3年10月 1日~令和 3年12月27日)

渋江 朋博

御中

有限会社 斎藤製本

代表取締役 宇野 圭介

990-0062 山形県山形市鈴川町四丁目2-78

TEL: 023-642-2624

TEL: 023-622-7864

FAX: 023-622-7886



毎度ありがとうございます。下記のとおりご請求申し上げます。

品名	数量	単価	金額	消費税	合計	合計
0	0	0	373,500	0	373,500	410,850
(0)				

()内は入金値引分です。

品名	数量	単価	金額	消費税	合計	合計		
【税率別内訳】					10.0%	373,500	37,350	410,850
					合計	373,500	37,350	410,850

12.27 012325	議会だより<Vol.25> A3 4c+4c 7-1(73)	9,000	部	10.0%		278,000	1部折1300、二ツ折700	
	封筒印刷 長3 1c 4c+糊加工	5,000	枚	10.0%		92,500	修正有	
	データ制作費及び版代	1		10.0%		3,000		
12.27	* 上記お買上分の消費税等 【以下余白】					37,350		

お振込の節は、下記口座にお願いいたします。

1. **〇〇〇〇**
2. **〇〇〇〇**

恐れ入りますが、振込手数料のご負担をお願い申し上げます。

担当



郵便区内特別



山形市議会議員

渋江朋博

SHIBUE TOMOHIRO

〒990-0024 山形市あざひ町24-2

TEL.023-642-2624 FAX.023-642-2624

<http://www.shibuetomohiro.com/>

E-mail: info@shibuetomohiro.com

政務活動費支出報告書

支出番号NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主	支出年月日	令和 3年 8月 4日 支出								
調査旅費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主										
広報広聴費	<input checked="" type="checkbox"/>		支出額				¥	9	2	7	1	0
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主										
資料作成費	<input type="checkbox"/>		支出先	日本郵便株式会社								
資料購入費	<input type="checkbox"/>											
人件費	<input type="checkbox"/>											
事務所費	<input type="checkbox"/>											
通信・交通費	<input type="checkbox"/>											

支出内容

市議会だより郵送(1270部)に要する経費

【領収

領収書
 江川朋博様

ください。
 不足のときは様

領収書
 江川朋博様

[別納引受]
 区内特別基 (定) 16.0g
 @73 909通 ¥66,357

小計 ¥66,357

郵便物引受合計通数 909通
 課税計 (10%) ¥66,357
 (内消費税等 ¥6,032)
 非課税計 ¥0

△計 ¥66,357
 口計
 お預り金額 ¥70,000
 おつり ¥3,643

[別納引受]
 区内特別基 (定) 16.0g
 @73 361通 ¥26,353

小計 ¥26,353

郵便物引受合計通数 361通
 課税計 (10%) ¥26,353
 (内消費税等 ¥2,395)
 非課税計 ¥0

△計 ¥26,353
 口計
 お預り金額 ¥30,003
 おつり ¥3,650

印紙税申告納
 付につき廻町
 税務署承認済

〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時: 2021年 8月 4日 17:11
 担当: [REDACTED]
 発行No: 10804A0506 端N60箱03
 連絡先: 山形南郵便局
 TEL: 0570-075-497

〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時: 2021年 8月 4日 16:19
 担当: [REDACTED]
 発行No: 10804A0506 端N11箱02
 連絡先: 山形中央郵便局
 TEL: 0570-943-561

政務活動費支出報告書

支出番号NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主	支出年月日	令和 3年 12月 31日 支出								
調査旅費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主										
広報広聴費	<input checked="" type="checkbox"/>		支出額				¥	9	2	1	9	9
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主										
資料作成費	<input type="checkbox"/>		支出先	日本郵便株式会社								
資料購入費	<input type="checkbox"/>											
人件費	<input type="checkbox"/>											
事務所費	<input type="checkbox"/>											
通信・交通費	<input type="checkbox"/>											

支出内容

市議会だより郵送(1263部)に要する経費

【領収書貼

領収書

浪江朋博様

さい。ときは様

領収書

浪江朋博様

[別納引受]
区内特別基 (定) 16.0g
@73 908通 ¥66,284

小計 ¥66,284

郵便物引受合計通数 908通
課税計 (10%) ¥66,284
(内消費税等 ¥6,025)
非課税計 ¥0

合計 ¥66,284
お預り金額 ¥67,000
おつり ¥716

[別納引受]
区内特別基 (定) 16.0g
@73 355通 ¥25,915

小計 ¥25,915

郵便物引受合計通数 355通
課税計 (10%) ¥25,915
(内消費税等 ¥2,355)
非課税計 ¥0

合計 ¥25,915
お預り金額 ¥30,915
おつり ¥5,000

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2021年12月31日 9:37
発行No. 211231A7508 端P61箱11
連絡先：山形南郵便局
TEL:0570-075-497

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2021年12月31日 9:58
発行No. 211231A8695 端N14箱05
連絡先：山形中央郵便局
TEL:0570-943-561

政務活動費支出報告書

支出番号NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主	支出年月日	令和 3年 7月 18日 支出							
調査旅費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主									
広報広聴費	<input type="checkbox"/>		支出額				¥	3	5	6	4
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主									
資料作成費	<input checked="" type="checkbox"/>		支出先	株式会社ヤマダデンキ							
資料購入費	<input type="checkbox"/>										
人件費	<input type="checkbox"/>										
事務所費	<input type="checkbox"/>										
通信・交通費	<input type="checkbox"/>										

支出内容

ネームラベル購入に要する経費

【領収書貼付】 ○重ならないよう貼付してください。
○表面のみに貼付し、不足のときは様式2を使用してください。

発行日:2021年07月18日

領収書

管理No. 0252-407-0005901

伝票No. 0252-407-175309

渋谷朋博 様

¥3,564 (内消費税 ¥324)

但しラベル 代として。

支払内訳
現金 ¥3,564 10%対象 ¥3,564(内消費税 ¥324)

上記の金額正に領収いたしました。
株式会社ヤマダデンキ
群馬県高崎市栄町1-1

印紙税申告納
付につき高崎
税務署承認済

※印刷面を内側に折って保管願います。

政務活動費支出報告書

支出番号NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主	支出年月日	令和 3年 12月 15日 支出								
調査旅費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主										
広報広聴費	<input type="checkbox"/>		支出額					¥	7	5	4	6
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主										
資料作成費	<input checked="" type="checkbox"/>		支出先	株式会社ヤマダデンキ								
資料購入費	<input type="checkbox"/>											
人件費	<input type="checkbox"/>											
事務所費	<input type="checkbox"/>											
通信・交通費	<input type="checkbox"/>											

支出内容

インク購入に要する経費

【領収書貼付】 ○重ならないよう貼付してください。
○表面のみに貼付し、不足のときは様式2を使用してください。

発行日:2021年12月15日

管理No. 1549-404-0000834

伝票No. 1549-404-030930

江月博 様

¥7,546— (内消費税 ¥686)

但し インク 代として。

払内訳 現金 ¥7,546 10%対象 ¥7,546(内消費税 ¥686)

上記の金額正に領収いたしました。

株式会社ヤマダデンキ
群馬県高崎市栄町1-1

印紙税申告納
付につき高崎
税務署承認済

※印刷面を内側に折って保管願います。

政務活動費支出報告書

支出番号NO.


研究研修費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主	支出年月日	令和3年4月15日～令和4年1月24日 支出				
調査旅費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主						
広報広聴費	<input type="checkbox"/>		支出額	¥ 3 3 0 0 0				
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主						
資料作成費	<input type="checkbox"/>		支出先	日本教育新聞社				
資料購入費	<input checked="" type="checkbox"/>							
人件費	<input type="checkbox"/>							
事務・所費	<input type="checkbox"/>							
通信・交通費	<input type="checkbox"/>							

支出内容

日本教育新聞購読(令和3年4月～令和4年3月)に要する経費

振替払込請求書兼受領証(振込金(兼手数料)受領書)

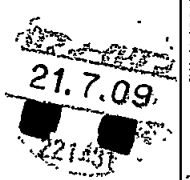
振替払込請求書兼受領証(振込金(兼手数料)受領書)

口座番号	[REDACTED]			
加入者名	日本教育新聞社			
金額	千	百	十	円
			8 2 5	0
振込先	銀行			支店
おなまえ	525143			
ご依頼人	渋谷 朋博			
料 金	(消費税込み)	円	日 附 印	
備 考				

(ゆうちょ銀行)

CVS 収納用収入印紙貼付欄

(お客様控)

口座番号	[REDACTED]			
加入者名	日本教育新聞社			
金額	千	百	十	円
			8 2 5	0
振込先	銀行			支店
おなまえ	525143			
ご依頼人	渋谷 朋博			
料 金	(消費税込み)	円	日 附 印	
備 考				

(ゆうちょ銀行)

CVS 収納用収入印紙貼付欄

(お客様控)

領 収 書 貼 付 用 紙

振替払込請求書兼受領証(振込金(兼手数料)受領書)

振替払込請求書兼受領証(振込金(兼手数料)受領書)

この受領証は、大切に保管してください。	[Redacted]											
	日本教育新聞社											
金額	千	百	十	万	千	百	十	円	CVS 収納用収入印紙貼付欄			
				8	2	5	0		(お客様控)			
振込先	銀行 支店											
おなまえ	525143											
ご依頼人	渋谷 朋博											
料 金	(消費税込み)		円	日 附 印		21.10.18 269890						
備 考												

(ゆうちょ銀行)

この受領証は、大切に保管してください。	[Redacted]											
	日本教育新聞社											
金額	千	百	十	万	千	百	十	円	CVS 収納用収入印紙貼付欄			
				8	2	5	0		(お客様控)			
振込先	銀行 支店											
おなまえ	525143											
ご依頼人	渋谷 朋博											
料 金	(消費税込み)		円	日 附 印		22.1.24						
備 考												

(ゆうちょ銀行)

※ 重ならないように貼付してください。

※ できるだけ枠の中に貼付し、裏には貼らないでください。

政務活動費支出報告書

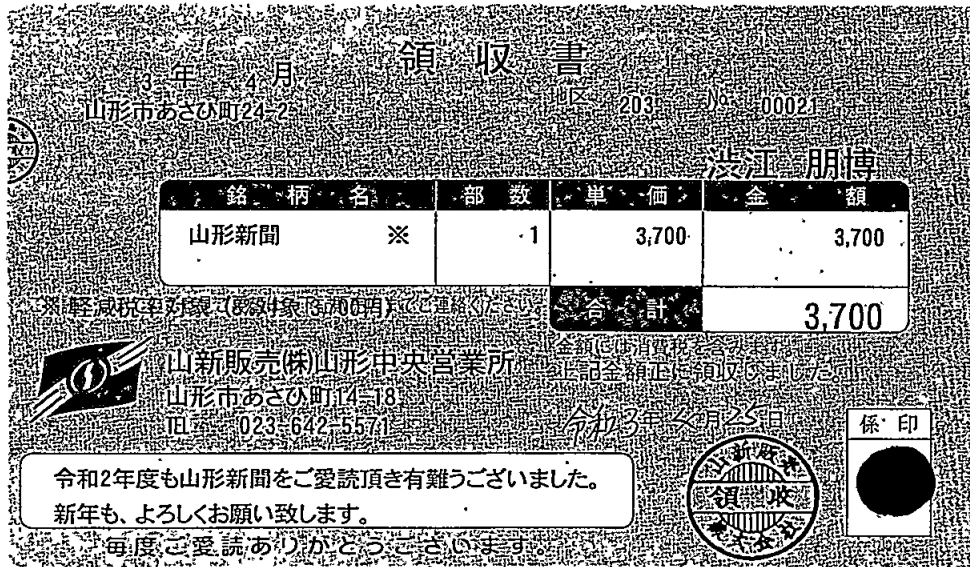
支出番号NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主	支出年月日	令和3年4月25日～令和4年3月25日 支出					
調査旅費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主							
広報広聴費	<input type="checkbox"/>		支出額						
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主		¥	4	4	4	0	0
資料作成費	<input type="checkbox"/>		支出先	山新販売株式会社					
資料購入費	<input checked="" type="checkbox"/>								
人件費	<input type="checkbox"/>								
事務所費	<input type="checkbox"/>								
通信・交通費	<input type="checkbox"/>								

支出内容

山形新聞購読(令和3年4月～令和4年3月)に要する経費

【領収書貼付】 ○重ならないよう貼付してください。
○表面のみに貼付し、不足のときは様式2を使用してください。



領収書貼付用紙


3 年 5 月 領 収 書
 山形市あさひ町24-2 地区 203 No. 00021

洪江 朋博 様

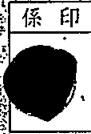
品名	部数	単価	金額
山形新聞 ※	1	3,700	3,700
合 計			3,700

※軽減税率対象品(8%対象 3,700円) 下記販売店までご連絡ください。

金額には消費税を含みます。上記金額正に領収しました。

 山形販売(株)山形中央営業所
 山形市あさひ町14-18
 TEL 023-642-5571

令和3年5月25日



購読料は、便利な口座振替をご利用ください。
 クレジット払いもOKです。

毎度ご愛読ありがとうございます。



3 年 6 月 領 収 書
 山形市あさひ町24-2 地区 203 No. 00020

洪江 朋博 様

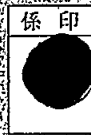
品名	部数	単価	金額
山形新聞 ※	1	3,700	3,700
合 計			3,700

※軽減税率対象品(8%対象 3,700円) 下記販売店までご連絡ください。

金額には消費税を含みます。上記金額正に領収しました。

 山形販売(株)山形中央営業所
 山形市あさひ町14-18
 TEL 023-642-5571

令和3年6月25日



購読料は、便利な口座振替をご利用ください。
 クレジット払いもOKです。

毎度ご愛読ありがとうございます。




年 月 領 収 書
 山形市あさひ町24-2 地区 203 No. 00020

洪江 朋博 様

品名	部数	単価	金額
山形新聞 ※	1	3,700	3,700
合 計			3,700

※軽減税率対象品(8%対象 3,700円) 下記販売店までご連絡ください。

金額には消費税を含みます。上記金額正に領収しました。

 山形販売(株)山形中央営業所
 山形市あさひ町14-18
 TEL 023-642-5571

令和3年7月5日



購読料は、便利な口座振替をご利用ください。
 クレジット払いもOKです。

毎度ご愛読ありがとうございます。



※ 重ならないように貼付してください。

※ できるだけ枠の中に貼付し、裏には貼らないでください。

領収書貼付用紙

3年 8月 領収書
 山形市あさひ町24-2 地区 203 No. 00019
 渋谷 朋博 様

品名	部数	単価	金額
山形新聞 ※	1	3,700	3,700
合計			3,700

※軽減税率対象品(課税対象3,700円)までご連絡ください。
 山形新聞株式会社 山形中央営業所
 山形市あさひ町14-18
 TEL 023-642-5571
 金額には消費税を含みます。上記金額正に領収しました。
 令和3年8月25日
 係印

購読料は、便利な口座振替をご利用ください。
 クレジット払いもOKです。
 毎度ご愛読ありがとうございます。

3年 9月 領収書
 山形市あさひ町24-2 地区 203 No. 00019
 渋谷 朋博 様

品名	部数	単価	金額
山形新聞 ※	1	3,700	3,700
合計			3,700

※軽減税率対象品(課税対象3,700円)までご連絡ください。
 山形新聞株式会社 山形中央営業所
 山形市あさひ町14-18
 TEL 023-642-5571
 金額には消費税を含みます。上記金額正に領収しました。
 令和3年9月25日
 係印

購読料は、便利な口座振替をご利用ください。
 クレジット払いもOKです。
 毎度ご愛読ありがとうございます。

3年 10月 領収書
 山形市あさひ町24-2 地区 203 No. 00019
 渋谷 朋博 様

品名	部数	単価	金額
山形新聞 ※	1	3,700	3,700
合計			3,700

※軽減税率対象品(課税対象3,700円)までご連絡ください。
 山形新聞株式会社 山形中央営業所
 山形市あさひ町14-18
 TEL 023-642-5571
 金額には消費税を含みます。上記金額正に領収しました。
 令和3年10月25日
 係印

購読料は、便利な口座振替をご利用ください。
 クレジット払いもOKです。
 毎度ご愛読ありがとうございます。

※ 重ならないように貼付してください。

※ できるだけ枠の中に貼付し、裏には貼らないでください。

領収書貼付用紙


3 年 11 月 領 収 書
 山形市あさひ町24-2 地区 203 No. 00018

渋江 朋博 様

品名	部	単	価	金
山形新聞 ※	1	3,700	3,700	
合 計				3,700

※軽減税率対象品(購対象品)までご連絡ください。

金額には消費税を含みます
 上記金額正に領収しました。

 山新販売(株)山形中央営業所
 山形市あさひ町14-18
 TEL 023-642-5571

令和3年11月25日

係印

購読料は、便利な口座振替をご利用ください。
 クレジット払いもOKです。



毎度ご愛読ありがとうございます。


3 年 12 月 領 収 書
 山形市あさひ町24-2 地区 203 No. 00018

渋江 朋博 様

品名	部	単	価	金
山形新聞 ※	1	3,700	3,700	
合 計				3,700

※軽減税率対象品(購対象品)までご連絡ください。

金額には消費税を含みます
 上記金額正に領収しました。

 山新販売(株)山形中央営業所
 山形市あさひ町14-18
 TEL 023-642-5571

令和3年12月22日

係印

本年中は、山形新聞をご愛読頂き有難うございました。
 新年も、よろしく願い致します。



毎度ご愛読ありがとうございます。


4 年 1 月 領 収 書
 山形市あさひ町24-2 地区 203 No. 00018

渋江 朋博 様

品名	部	単	価	金
山形新聞 ※	1	3,700	3,700	
合 計				3,700

※軽減税率対象品(購対象品)までご連絡ください。

金額には消費税を含みます
 上記金額正に領収しました。

 山新販売(株)山形中央営業所
 山形市あさひ町14-18
 TEL 023-642-5571

令和4年1月25日

係印

購読料は、便利な口座振替をご利用ください。
 クレジット払いもOKです。



毎度ご愛読ありがとうございます。

※ 重ならないように貼付してください。

※ できるだけ枠の中に貼付し、裏には貼らないでください。

領収書貼付用紙

4年 2月 領収書
 山形市あさひ町24-2 地区 203 No. 00018

渋江 朋博 様

品名	部数	単価	金額
山形新聞 ※	1	3,700	3,700
合計			3,700

※軽減税率対象品(課税対象品750円)までご連絡ください。



山形販売(株)山形中央営業所
 山形市あさひ町14-18
 TEL 023-642-5571

金額には消費税を含みます
 上記金額正に領収しました

令和4年2月25日

係印



購読料は、便利な口座振替をご利用ください。
 クレジット払いもOKです。

毎度ご愛読ありがとうございます。



4年 3月 領収書
 山形市あさひ町24-2 地区 203 No. 00018

渋江 朋博 様

品名	部数	単価	金額
山形新聞 ※	1	3,700	3,700
合計			3,700

※軽減税率対象品(課税対象品750円)までご連絡ください。



山形販売(株)山形中央営業所
 山形市あさひ町14-18
 TEL 023-642-5571

金額には消費税を含みます
 上記金額正に領収しました

令和4年3月2日

係印



購読料は、便利な口座振替をご利用ください。
 クレジット払いもOKです。

毎度ご愛読ありがとうございます。



※ 重ならないように貼付してください。

※ できるだけ枠の中に貼付し、裏には貼らないでください。

政務活動費支出報告書

支出番号NO.

研究研修費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主	支出年月日	令和3年4月30日～令和4年3月31日 支出								
調査旅費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主										
広報広聴費	<input type="checkbox"/>		支出額				¥	4	0	8	0	0
要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主										
資料作成費	<input type="checkbox"/>		支出先	読売新聞山形中央サービスセンター								
資料購入費	<input checked="" type="checkbox"/>											
人件費	<input type="checkbox"/>											
事務所費	<input type="checkbox"/>											
通信・交通費	<input type="checkbox"/>											

支出内容

読売新聞購読(令和3年4月～令和4年3月)に要する経費

【領収書貼付】

- 重ならないよう貼付してください。
- 表面のみに貼付し、不足のときは様式2を使用してください。

 **領収書** 

区域033 全戸0355 お問合せNo 05353

お名前 **渋江 朋博 様**
あさひ町24-2

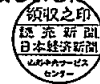


読売新聞オンラインの登録はこちらから

3年 4月分

銘	柄	部数	金額
1	読売新聞 ※	1	3,400
2			
3			
合計			3,400円

◇左記の通り領収しました



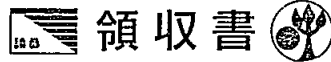
※は軽減税率 (10.0%対象 0円) (8.0%対象 3,400円)

領収日 3年 4月30日
みんなで頑張ろう! 「コロナ」対策。マスク・手洗い・行動自粛。

読売新聞・日本経済新聞
山形中央サービスセンター
山形市本町1-7-17 電話(622)3243

※裏面もあわせて内容を十分お読みください。

領収書貼付用紙



区域033 全戸0354 お問合せNo 05353

お名前 渋江 朋博 様
あさひ町24-2



読売新聞オンラインの登録はこちらから



3年 5月分

銘柄	部数	金額
1 読売新聞 ※	1	3,400
2		
3		
合計		3,400円

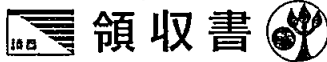
◇左記の通り領収しました

領収日 3年 5月 28日
季節の物を食卓にいかが？香りと味と笑顔がいっぱい！

※は軽減税率 (10.0%対象 0円) (8.0%対象 3,400円)

読売新聞・日本経済新聞
山形中央サービスセンター
山形市本町1-7-17 電話(622)3243

※裏面もあわせて内容を十分お読みください。



区域033 全戸0354 お問合せNo 05353

お名前 渋江 朋博 様
あさひ町24-2



読売新聞オンラインの登録はこちらから



3年 6月分

銘柄	部数	金額
1 読売新聞 ※	1	3,400
2		
3		
合計		3,400円

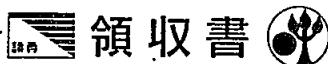
◇左記の通り領収しました

領収日 3年 7月 1日
梅雨時は、室内の湿気対策の他に、外回りの点検も怠りなく！！

※は軽減税率 (10.0%対象 0円) (8.0%対象 3,400円)

読売新聞・日本経済新聞
山形中央サービスセンター
山形市本町1-7-17 電話(622)3243

※裏面もあわせて内容を十分お読みください。



区域033 全戸0354 お問合せNo 05353

お名前 渋江 朋博 様
あさひ町24-2



読売新聞オンラインの登録はこちらから



3年 7月分

銘柄	部数	金額
1 読売新聞 ※	1	3,400
2		
3		
合計		3,400円

◇左記の通り領収しました

領収日 3年 8月 1日
★君中お見舞い申し上げます。★
読売新聞従業員一同

※は軽減税率 (10.0%対象 0円) (8.0%対象 3,400円)

読売新聞・日本経済新聞
山形中央サービスセンター
山形市本町1-7-17 電話(622)3243

※裏面もあわせて内容を十分お読みください。

※ 重ならないように貼付してください。

※ できるだけ枠の中に貼付し、裏には貼らないでください。

領収書貼付用紙



区域033 全戸0353 お問合せNo 05353

お名前 渋江 朋博 様
あさひ町24-2



読売新聞オンラインの登録はこちらから

3年 8月分

銘	柄	部数	金額
1	読売新聞 ※	1	3,400
2			
3			
合計			3,400円

◇左記の通り領収しました



※は軽減税率 (10.0%対象 0円) (8.0%対象 3,400円)

領収日 3年 9月 1日
昼夜の大きい温度差は、夏カゼ・寝冷えのもと!ご注意ください。

読売新聞・日本経済新聞
山形中央サービスセンター
山形市本町1-7-17 電話(622)3243

※裏面もあわせて内容を十分お読みください。



区域033 全戸0353 お問合せNo 05353

お名前 渋江 朋博 様
あさひ町24-2



読売新聞オンラインの登録はこちらから

3年 9月分

銘	柄	部数	金額
1	読売新聞 ※	1	3,400
2			
3			
合計			3,400円

◇左記の通り領収しました

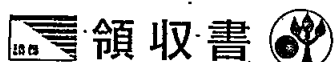


※は軽減税率 (10.0%対象 0円) (8.0%対象 3,400円)

領収日 3年 10月 7日
夏物の整理を。汗や汚れは、しっかり落としてしまいましょう。

読売新聞・日本経済新聞
山形中央サービスセンター
山形市本町1-7-17 電話(622)3243

※裏面もあわせて内容を十分お読みください。



区域033 全戸0353 お問合せNo 05353

お名前 渋江 朋博 様
あさひ町24-2



読売新聞オンラインの登録はこちらから

3年 10月分

銘	柄	部数	金額
1	読売新聞 ※	1	3,400
2			
3			
合計			3,400円

◇左記の通り領収しました



※は軽減税率 (10.0%対象 0円) (8.0%対象 3,400円)

領収日 3年 11月 2日
ふけゆく秋。暖房器具はいつでも使えるようにしておきましょう。

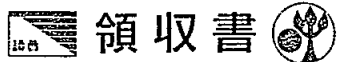
読売新聞・日本経済新聞
山形中央サービスセンター
山形市本町1-7-17 電話(622)3243

※裏面もあわせて内容を十分お読みください。

※ 重ならないように貼付してください。

※ できるだけ枠の中に貼付し、裏には貼らないでください。

領収書貼付用紙



区域033 全戸0353 お問合せNo 05353

お名前 渋江 朋博 様
あさひ町24-2

03年 11月分

銘柄	部数	金額
1 読売新聞 ※	1	3,400
2		
3		
合計		3,400円

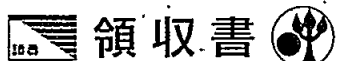
◇左記の通り領収しました
 読売新聞
 日本経済新聞
 山形中央サービスセンター

領収日 3年11月29日
 大掃除は、計画をたてて、上から下へ、奥から手前へ少しずつ。

※は軽減税率 (10.0%対象 0円) (8.0%対象 3,400円)

読売新聞・日本経済新聞
 山形中央サービスセンター
 山形市本町1-7-17 電話(622)3243

※裏面もあわせて内容を十分お読みください。



区域033 全戸0352 お問合せNo 05353

お名前 渋江 朋博 様
あさひ町24-2

03年 12月分

銘柄	部数	金額
1 読売新聞 ※	1	3,400
2		
3		
合計		3,400円

◇左記の通り領収しました
 読売新聞
 日本経済新聞
 山形中央サービスセンター

領収日 3年12月30日
 まごころでお届けする読売新聞。今後とも宜しくお願い致します。

※は軽減税率 (10.0%対象 0円) (8.0%対象 3,400円)

読売新聞・日本経済新聞
 山形中央サービスセンター
 山形市本町1-7-17 電話(622)3243

※裏面もあわせて内容を十分お読みください。



区域033 全戸0352 お問合せNo 05353

お名前 渋江 朋博 様
あさひ町24-2

4年 1月分

銘柄	部数	金額
1 読売新聞 ※	1	3,400
2		
3		
合計		3,400円

◇左記の通り領収しました
 読売新聞オンラインの登録はこちらから
 読売新聞
 日本経済新聞
 山形中央サービスセンター

領収日 4年1月24日
 ニュースはやっぱり読売新聞！本年もよろしくお読み致します。

※は軽減税率 (10.0%対象 0円) (8.0%対象 3,400円)

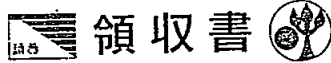
読売新聞・日本経済新聞
 山形中央サービスセンター
 山形市本町1-7-17 電話(622)3243

※裏面もあわせて内容を十分お読みください。

※ 重ならないように貼付してください。

※ できるだけ枠の中に貼付し、裏には貼らないでください。

領収書貼付用紙



区域033 全戸0351 お問合せNo 05353

お名前 渋江 朋博 様
あさひ町24-2

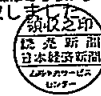


読売新聞オンラインの登録はこちらから

4年 2月分

銘	柄	部数	金額
1	読売新聞 ※	1	3,400
2			
3			
合計			3,400円

◇左記の通り領収し

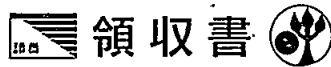


※は軽減税率 (10.0%対象 0円) (8.0%対象 3,400円)

領収日 4年 2月 21日
引越しのシーズンです。転居のお知らせは、早めにご連絡下さい。

読売新聞・日本経済新聞
山形中央サービスセンター
山形市本町1-7-17 電話(622)3243

※裏面もあわせて内容を十分お読みください。



区域033 全戸0351 お問合せNo 05353

お名前 渋江 朋博 様
あさひ町24-2

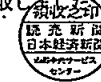


読売新聞オンラインの登録はこちらから

4年 3月分

銘	柄	部数	金額
1	読売新聞 ※	1	3,400
2			
3			
合計			3,400円

◇左記の通り領収し



※は軽減税率 (10.0%対象 0円) (8.0%対象 3,400円)

領収日 4年 3月 7日
引越しのシーズンです。転居のお知らせは、早めにご連絡下さい。

読売新聞・日本経済新聞
山形中央サービスセンター
山形市本町1-7-17 電話(622)3243

※裏面もあわせて内容を十分お読みください。

※ 重ならないように貼付してください。

※ できるだけ枠の中に貼付し、裏には貼らないでください。